

2020年1月30日

高知市議会議長 様

会派名 市民クラブ

代表者名 近藤



第 3 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	768,609
第 3 四半期政務活動費	2,700,000
利 息	0
合 計	3,468,609

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	82,048
研 修 費	80,232
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0
会 議 費	0
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	174,584
広 報 広 聴 費	305,098
人 件 費	0
事 務 諸 費	242,241
合 計	884,203

3 収支差引額 (繰越額)

金

2,584,406 円

2020年 / 月 25日

高知市議会市民クラブ
 団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ
 氏名 近藤 強



第3 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	232,204
第3 四半期政務活動費	250,000
利 息	
合 計	482,204

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	8,538
研 修 費	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	
広 報 広 聴 費	
人 件 費	
事 務 諸 費	11,666
合 計	20,204

3 収支差引額 (繰越額)

金 462,000 円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月1日(火) ~ 12月31日(火)	
	支出先	(株)明神石油	
目的・内容・結果等	調査に伴うガソリ代 22,770 × 3/8 = 8,538		
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリ代	8,538
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
合計			8,538
領収証書及び支払証明書添付枚数			6枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

ENEOS

ENEOS

ENEOS

領収書
 明神石油株式会社
 北本町
 高知市北本町3丁目10-36
 TEL:088-882-9195
 2019/10/19(土)10:48
 近藤 強 様
 売上 UNO現金 2100 0000
 レギュラー 1
 110100 ¥4980
 32.76L @152.0 L-1 N-2
 小計 ¥4,980
 (10%対象 ¥4,980
 内消費税 ¥453)
合計 ¥4,980
 お預かり ¥10000 お釣 ¥5020
 上記にて領収書とさせていただきます
 洗車コーティング!!
 予約受付中!!
 No.5901 担当:0100 北本町ss
 POS番号01
 2019/10/19 釣銭伝票No.8404

領収書
 明神石油株式会社
 北本町
 高知市北本町3丁目10-36
 TEL:088-882-9195
 2019/11/07(木)13:41
 近藤 強 様
 売上 UNO現金 2100 0000
 レギュラー 1
 110100 ¥3940
 25.92L @152.0 L-1 N-2
 小計 ¥3,940
 (10%対象 ¥3,940
 内消費税 ¥358)
合計 ¥3,940
 お預かり ¥10000 お釣 ¥6060
 上記にて領収書とさせていただきます
 洗車コーティング!!
 予約受付中!!
 No.2090 担当:0100 北本町ss
 POS番号01
 2019/11/07 釣銭伝票No.9806

領収書
 明神石油株式会社
 北本町
 高知市北本町3丁目10-36
 TEL:088-882-9195
 2019/11/26(火)15:58
 近藤 強 様
 売上 UNO現金 2100 0000
 レギュラー 1
 110100 ¥3750
 24.67L @152.0 L-1 N-2
 小計 ¥3,750
 (10%対象 ¥3,750
 内消費税 ¥341)
合計 ¥3,750
 お預かり ¥10000 お釣 ¥6250
 上記にて領収書とさせていただきます
 洗車コーティング!!
 予約受付中!!
 No.8139 担当:0100 北本町ss
 POS番号01
 2019/11/26 釣銭伝票No.1140

ENEOS

ENEOS

ENEOS

領収書
 明神石油株式会社
 北本町
 高知市北本町3丁目10-36
 TEL:088-882-9195
 2019/12/13(金)16:40
 近藤 強 様
 売上 UNO現金 2100 0000
 レギュラー 1
 110100 ¥3210
 21.12L @152.0 L-1 N-2
 小計 ¥3,210
 (10%対象 ¥3,210
 内消費税 ¥292)
合計 ¥3,210
 お預かり ¥5000 お釣 ¥1790
 上記にて領収書とさせていただきます
 洗車コーティング!!
 予約受付中!!
 No.3709 担当:0100 北本町ss
 POS番号01
 2019/12/13 釣銭伝票No.2347

領収書
 明神石油株式会社
 北本町
 高知市北本町3丁目10-36
 TEL:088-882-9195
 2019/12/16(月)17:14
 近藤 強 様
 売上 UNO現金 2100 0000
 レギュラー 1
 110100 ¥4490
 29.54L @152.0 L-1 N-2
 小計 ¥4,490
 (10%対象 ¥4,490
 内消費税 ¥408)
合計 ¥4,490
 お預かり ¥10000 お釣 ¥5510
 上記にて領収書とさせていただきます
 洗車コーティング!!
 予約受付中!!
 No.4769 担当:0100 北本町ss
 POS番号01
 2019/12/16 釣銭伝票No.2634

領収書
 明神石油株式会社
 北本町
 高知市北本町3丁目10-36
 TEL:088-882-9195
 2019/12/29(日)09:56
 近藤 強 様
 売上 UNO現金 2100 0000
 レギュラー 1
 110100 ¥2400
 15.79L @152.0 L-5 N-14
 小計 ¥2,400
 (10%対象 ¥2,400
 内消費税 ¥218)
合計 ¥2,400
 お預かり ¥10000 お釣 ¥7600
 上記にて領収書とさせていただきます
 洗車コーティング!!
 予約受付中!!
 No.9139 担当:0100 北本町ss
 POS番号01
 2019/12/29 釣銭伝票No.3608

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月1日(火) ~ 12月31日(火)	
	支出先	(株)NTTフーズ	
	目的・内容・結果等	携帯話代 $(7.419 + 7.269) \times \frac{3}{8} = 5.508$ / インターネット代 $(6.215 + 6.102) \times \frac{1}{2} = 6.158$ / ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費	携帯電話・インターネット代	
	合計		11,666 /
	領収証書及び支払証明書添付枚数	2 / 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0048885#



019102203016972763



00406697

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年10月13日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒780 高松市観光通1-8-2
-0055 NTT香川ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-002237-60(26)
(000000) 00002



口振、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 4 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 10月ご請求分	19,980円	2019年 10月 31日 (木)

お知らせ
【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 19,980円
(合計) 19,980円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***
振替口座情報
金融機関名: [REDACTED]
口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】
*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 13,878円
[REDACTED] 6,102円

*** ドコモからのお知らせ ***
お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	15,987円 (税込)
---------	--------------

カケホ/ライトプラン (2019年 9月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
-----------------------------	----------------------

ポイントのお知らせ
dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。
普段よく利用されているのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
[REDACTED]

(2019年10月13日発行)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
近藤 強 様

2019年 9月ご請求分	
2019年 9月 30日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	15,987円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お 知 ら せ

2019年10月より、消費税率が10%へ引き上げられました。今月請求分については、9月にサービス提供した料金であるため消費税率8%を適用します。なお、「料金明細内訳書作成料」等一部については、2019年10月以降のサービス提供となるため、消費税率10%を適用します。

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料等 (計)	7,900	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	9	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計)	2,768	パケット定額料 (シェア)	合 算
		パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
		パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
		シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
		パック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	7,847	付加機能使用料等	合 算
		ドコモWi-Fi利用料	合 算
		電報料	合 算
		SDモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	個 別
		請求書発行手数料	内 税
		ユニバーサルサービス料	合 算#
◇消費税等相当額 (計)	1,456	消費税等相当額 (合計)	合 算
	(962)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×8%
	(5)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算#表示の料金合計×10%
	(489)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×8%
◇合計	19,980	合計 (2回線請求分)	
		内、NTTドコモ8%分の対象総額は	19,925円です。
		内、NTTドコモ10%分の対象総額は	55円です。
<電話番号毎の請求内訳>			
◇基本使用料等 (計)	2,700	ご利用期間 (9/1~9/30)	
◇通話料・通信料 (計)	9	カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	合 算
◇パケット定額料等 (計)	2,768	Xi・SMS通信料	合 算
		シェアパック10 (小容量) 定額料	合 算
		ドコモ光セット割	合 算
		ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
		シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
		シェアパック分割請求対象額 (シェアグループ合計)	8,300円/3回線

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇その他ご利用料金等 (計)	7,397	※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む 当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額 2,768円 (参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 5.1G (通信速度制限含む) (参考) 当月ご利用データ量 0.3G (通信速度制限含む)	合算 合算
	300	spモード利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	△ 6,120	電報料 (115) 9月ご利用分 通話毎に消費税相当額を算出。	個別
	324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分) 10月請求分	内税
	50	請求書発行手数料 10月請求分	合算#
	3	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり3円のご請求となります	合算
◇消費税等相当額 (計)	1,004	消費税等相当額 (合計)	
	(510)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分) 合算表示の料金合計×8%	
	(5)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分) 合算#表示の料金合計×10%	
	△ 489	(内訳) 消費税等相当額 (個別分) 個別表示の1件毎の金額×8%	
◇合計	13,878	合計	
	7,269	内、NTTドコモ8%分の対象総額は 13,823円です。	
		内、NTTドコモ10%分の対象総額は 55円です。	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、9月末で 23年8か月となりました。	
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は9月末で 1年10か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		9月ご利用分に対する獲得ポイントは、 60です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,430円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		9月末のステージは、 プラチナステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		◇個別にご請求のスマートフォン、利用料、ご請求項目 (9月) (9月) (9月)	
		ご利用期間 (9/1~9/30)	
◇基本使用料等 (計)	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) plala利用	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	450	ネットトータルサポート利用料	合算
	500	あんしんバックプラス割引	合算
	-50		
◇消費税等相当額 (計)	452	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計	6,102	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、9月末で 3年7か月となりました。	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

郵便区内特別

近藤 強 様



0026112#



019112203015012174



00222257

BTIEFE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年11月13日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒780 高松市観光通1-8-2
-0055 NTT香川ビル
社用コード 8T1-EFE-J-07-23F-001049-60(26)
(000000) 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1/3ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 11月ご請求分	13,634円	2019年 12月 2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 13,634円
(合計) 13,634円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名: [REDACTED]
口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 7,419円
[REDACTED] 6,215円

*** カケホーダイ (ライト含む) プランのお知らせ ***
お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	19,980円 (税込)
カケホ/ライトプラン (2019年10月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。
ポイントのお知らせ	dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

(2019年11月13日発行)

2019年 10月ご請求分	
2019年 10月 31日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	19,980円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

近藤 強 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

2019年11月請求分

MONTH OF ISSUE
請求年月BILLING NUMBER
お客様電話番号お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年11月ご請求分

お知らせ

11月末でカケホーダイプラン/カケホーダイライトプランのご契約期間が満了となります。継続契約を希望されない場合、翌々月末までにお申出をお願いいたします。

*** ドコモからのお知らせ ***

2019年10月より、消費税率が10%へ引き上げられました。今月請求分(2019年10月ご利用分)より、消費税率10%を適用いたします。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料等 (計)	7,900	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	24	Xi・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計)	2,768	パケット定額料 (シェア)	合 算
		パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
		パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
		シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
		バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,733	付加機能使用料等	合 算
		ドコモWi-Fi利用料	合 算
		SPモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内 税
		請求書発行手数料	合 算
		ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)	1,209	消費税等相当額 (合計)	合 算
		合算表示の料金合計×10%	
◇合計	13,634	合計	
		(2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			
◇基本使用料等 (計)	2,700	ご利用期間 (10/1~10/31)	
◇通話料・通信料 (計)	24	カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	合 算
◇パケット定額料等 (計)	2,768	Xi・SMS通信料	合 算
		10月ご利用分	
		シェアパック10 (小容量) 定額料	合 算
		ドコモ光セット割	合 算
		ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
		シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
		シェアパック分割請求対象額 (シェアグループ合計)	8,300円/3回線
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
		当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額	2,768円
		(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	5.1G (通信速度制限含む)
		(参考) 当月ご利用データ量	0.3G (通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等 (計)	1,283	SPモード利用料	合 算

NTTドコモからのお知らせ

各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年11月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	330	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	合算
	50	請求書発行手数料	内税
	3	ユニバーサルサービス料/基本	合算
◇消費税等相当額 (計)	644	消費税等相当額 (合計)	合算
	644	消費表示の料金合計×10%	
◇合計	7,419	合計	
	7,419	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、10月末で 23年9か月となりました。 ○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は10月末で 1年11か月となりました。 契約継続を希望されない場合、翌々月末までに お申し出をお願いいたします。 ○ポイントのお知らせ 10月ご利用分に対する獲得ポイントは、 60です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,445円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 10月末のステージは、 プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。 ○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号、 (2019年10月31日現在) [Redacted]	
		ご利用期間 (10/1~10/31)	
◇基本使用料等 (計)	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	5,200	(参考) p1a1a利用	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	450	ネットトータルサポート利用料	合算
	500	あんしんパックプラス割引	合算
	-50		合算
◇消費税等相当額 (計)	565	消費税等相当額 (合計)	合算
	565	消費表示の料金合計×10%	
◇合計	6,215	合計	
	6,215	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、10月末で 3年8か月となりました。 ○ドコモ光/戸建のご契約期間は10月末で 1年8か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 10月ご利用分に対する獲得ポイントは、 50です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 5,650円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 10月末のステージは、 プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

令和2年 1月 30日

高知市議会 市民クラブ
 団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ
 議員名 岡崎 豊



第3 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	(85,562)
第3 四半期政務活動費	250,000
利 息	0
合 計	164,438

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	7,408 /
研 修 費	6,652 /
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	42,941 /
広 報 広 聴 費	20,790 /
人 件 費	20,000 /
事 務 諸 費	40,824 /
合 計	118,615 /

3 収支差引額 (繰越額)

金

45,823 円

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月 8日 (火) ~ 10月 29日 (火)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (8,064円×3/8の金額)	3,024円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		3	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

当店で車検を受けると次回車検まで現金給油でガソリン・軽油5円引き
軽油468.10〜普通596.30〜
※随時予約受付中★

領収書

給油 2019年10月08日(火)10:56
010000

加付 市民クレジット様 9515-6 1
4-現金口座

*クレジット
N15 23,28L/リットル ¥3,585
(内消費税 ¥154.00
¥1,292)

小計 ¥3,585

合計 (内消費税等) ¥3,585
お預り ¥3,260
お釣り ¥1,415

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社内ノ谷SS
TEL (088)-842-8272

2019/10/08 8216
SC:8952178-1 No:7369

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2019年10月27日(日)14:23
010000

上 市民クレジット様 M 9515-6 1
4-現金口座

車番:0000

*クレジット
N11 3,58L/リットル ¥541
(内消費税 ¥151.00
¥193)

小計 ¥541

合計 (内消費税等) ¥541
お預り ¥490
お釣り ¥9,459

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/10/27 9469
SC:8952186-1 No:1819

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2019年10月29日(火)09:45
010000

加付 市民クレジット様 9515-6 1
4-現金口座

*クレジット
N08 26,43L/リットル ¥3,938
(内消費税 ¥149.00
¥1,422)

小計 ¥3,938

合計 (内消費税等) ¥3,938
お預り ¥3,558
お釣り ¥10,000
¥6,062

商品欄 *内税商品 #非課税商品


モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/10/29 9682
SC:8952186-1 No:2069

2064 x 3/8 = 3.024

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	 11日(月) ~ 11月 18日(月)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (4,262円×3/8の金額)	✓ 1,598円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		2 /	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

☆★スタンプサービス実施中!★☆
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2019年11月11日(月)10:12
010000

給油 上 市限クワン様 M
4-現金アリアー 9515-6 1
車番:0000

札付額 361
N08 2.39L/L 0151.00
(内消費税) 053.80 ¥129

小計 ¥361
合計 (内消費税等) ¥361
お預り ¥1,000
お釣り ¥639

商品欄 *内税商品 #非課税商品
モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339
2019/11/11 1040 No:3666
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

☆★スタンプサービス実施中!★☆
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2019年11月18日(月)16:29
010000

給油 加付 市限クワン様
4-現金固定 9515-6 1

札付額 3,901
N11 26.18L/L 0149.00
(内消費税) 053.80 ¥1,408

小計 ¥3,901
合計 (内消費税等) ¥3,901
お預り ¥5,000
お釣り ¥1,099

商品欄 *内税商品 #非課税商品
モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339
2019/11/18 1762 No:4514
SC:8952186-1

4,262 x 3/8 = 1,598

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	12月 2日(月) ~ 12月 20日(金)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (7,430円×3/8の金額)	2,786円 ✓
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数	2 ✓ 枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★☆

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2019年12月02日(月)09:34

給油 010000

加付 市販インク様

4-現金固定 9515-6 1

*レター-	¥4,000
N08	26.85L/リ (¥149.00)
(内ガソリン税)	¥53.80
	¥1,445

小計 ¥4,000

合計	¥4,000
(内消費税等)	¥364
お預り	¥4,000

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/12/02 3218 No:6203
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★☆

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2019年12月20日(金)09:31

給油 010000

加付 市販インク様

4-現金固定 9515-6 1

*レター-	¥3,430
N11	23.02L/リ (¥149.00)
(内ガソリン税)	¥53.80
	¥1,238

小計 ¥3,430

合計	¥3,430
(内消費税等)	¥312
お預り	¥5,000
お釣り	¥1,570

商品欄 *内税商品 #非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2019/12/20 5350 No:8680
SC:8952186-1

7.430 x 3/8 = 2.786

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月 19日(土) ~ 10月 20日(日)		
	支出先	社福 高知県知的障害者育成会		
目的・内容・結果等	令和元年10月19日(土) 午後1時~午後5時まで 10月20日(日) 午前9時30分~午後12時30分まで 会場：岡山市北区丸の内2-1-1 岡山市民会館他 第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会 第8回手をつなぐ育成会「すまいる大会」 主題：子育て中の家族を支援する 自立的な地域生活と働く生活を支える 重度・高齢者の生活の知ると支える 地域に開かれた育成会活動を展開する ※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)	
	調査研究費			
	研修費	大会参加費	3,500円 /	
	要請・陳情活動費			
	会議費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報公聴費			
	人件費			
	事務諸費			
			合計	3,500円
	領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考				

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領収証

岡崎 豊

様 No. _____

¥ 3,500

但中四国大会参加費として

入金日 / 年 11 月 26 日 上記正に領収いたしました

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

社会福祉法人高知県知的障害者
理事長 秋友 英和



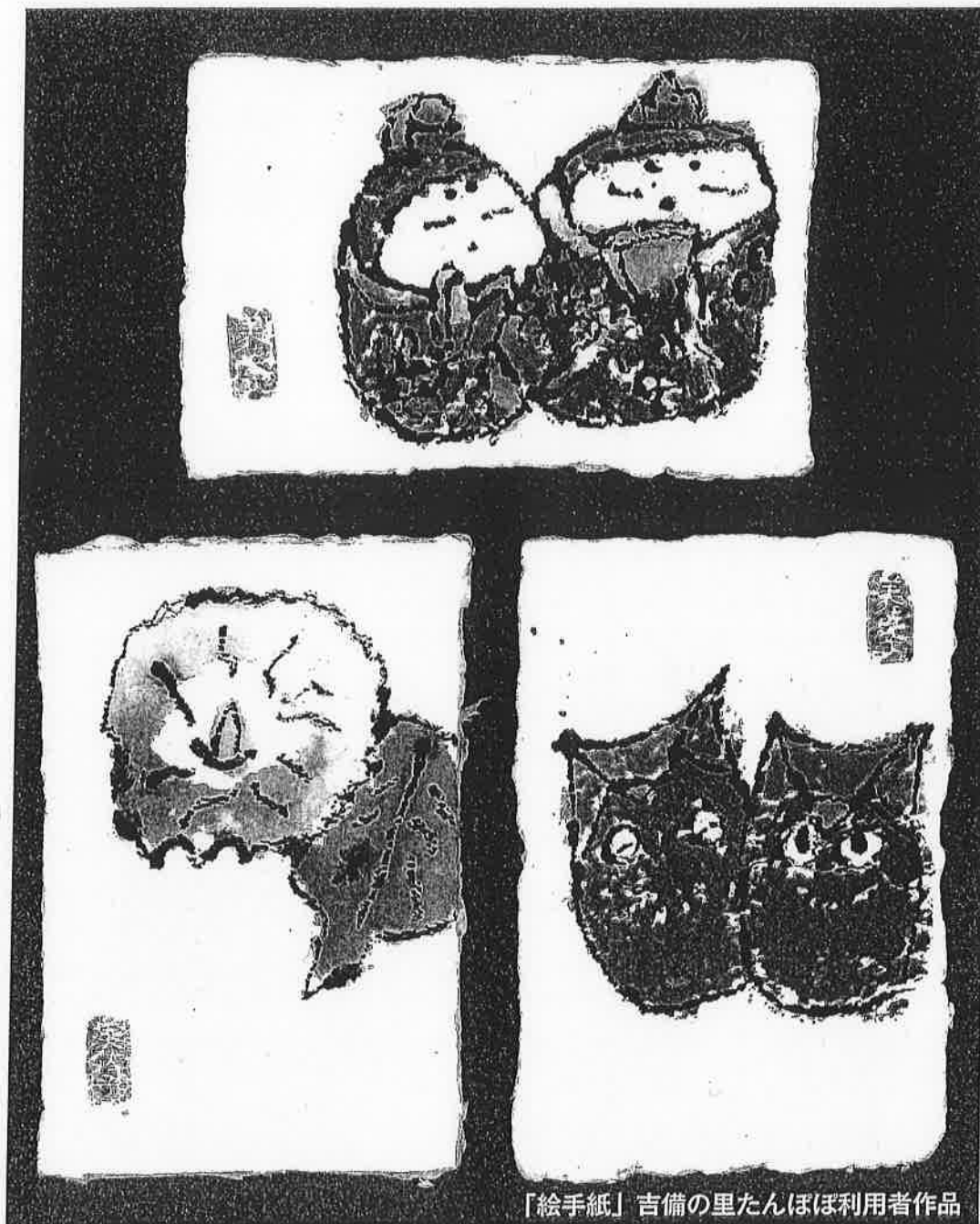
第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会 第8回手をつなぐ育成会「すまいる大会」

－岡山大会－

併催 第40回手をつなぐ育成会岡山県大会

大会スローガン

誰もが共に輝き、安心して暮らせる共生社会の実現を目指して！
～地域の関係機関・団体、そして地域の人々と繋がって～
(すまいる大会) 夢に向かって輝こう～ほっけえ笑顔！勇気！元氣！で～



「絵手紙」吉備の里たんぼぼ利用者作品

開催日

令和元年10月19日土～20日日

開催地

岡山市

主催／中国・四国地区手をつなぐ育成会連合会 一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会（岡山大会）
第8回手をつなぐ育成会「すまいる大会」
併催 第40回手をつなぐ育成会岡山県大会

— 開 催 要 綱 —

1 趣 旨

多くの福祉施策や制度改革により、障害のある人達が地域で生きがいを持って生活できる共生社会へ向けての環境整備が進んできました。また、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催や芸術・文化活動でも障害のある人達の活躍や交流が大きな話題として取り上げられることが増え、「共生社会」の言葉に触れる機会が多くなってきました。しかし、風化させてはならない「津久井やまゆり園」の悲惨な事件や障害者雇用と福祉の問題、障害者理解や施策などの周知度の低さなどの問題があり、これからも共生社会の実現に向けての育成会活動を一步一步進めていかなければならないことを強く感じます。また、近年は自然災害が新しい時代に入ったといわれる中で、災害時の要支援者の避難や支援も課題となってきました。このことは、地域での育成会活動のあり方を問われているように思います。

本大会は、共生社会の実現をめざし、各ライフステージにおける支援の現状とあり方、地域の中で人と人が繋がり支え合う育成会活動のあり方について、共に考える大会をめざします。

2 主 題

- ・子育て中の家族を支援する
- ・自立的な地域生活と働く生活を支える
- ・重度・高齢者の生活の質を支える
- ・地域に開かれた育成会活動を展開する

3 大会スローガン *誰もが共に輝き、安心して暮らせる共生社会の実現を目指して！

～地域の関係機関・団体、そして地域の人々と繋がって～

すまいる大会スローガン *夢に向かって輝こう～ぼっけえ笑顔！勇気！元気で！～

4 主 催 中国・四国地区手をつなぐ育成会連合会 一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会

5 共 催 全国手をつなぐ育成会連合会

6 後 援 岡山県、岡山県教育委員会、岡山市、岡山市教育委員会、岡山県社会福祉協議会
岡山市社会福祉協議会 岡山県知的障害者福祉協会 岡山県自立支援協議会
岡山市障害者自立支援協議会 岡山県特別支援学校長会 岡山県特別支援教育振興会
岡山県特別支援学級設置学校長協会、岡山県特別支援教育研究会

7 期 日 令和元年10月19日(土)・20日(日)

8 会 場 一般大会 全体会：岡山市市民会館

岡山市北区丸の内 2-1-1 TEL 086-223-2165

分科会：岡山県立美術館

岡山市北区天神町 8-48 TEL 086-225-4800

岡山シンフォニーホール

岡山市北区表町 1-5-1 TEL 086-234-2001

第一セントラルビル

岡山市北区本町 6-3 6 TEL 086-231-6817

岡山市市民会館

岡山市北区丸の内 2-1-1 TEL 086-223-2165

すまいる大会 全体会：岡山市立市民文化ホール

岡山市中区小橋町 1-1-30 TEL 086-273-0695

分科会：岡山国際交流センター

岡山市北区奉還町 2-2-1 TEL 086-256-2905

* 一般大会情報交換会 アークホテル岡山

岡山市北区下石井 2-6-1 TEL 086-233-2200

* すまいる大会交流会 ピュアリティまきび

岡山市北区下石井 2-6-41 TEL 086-232-0511

○各会場には駐車場を用意していません。近隣のコインパーキングをご利用ください。

9 参加者 中国5県・四国4県手をつなぐ育成会会員および本人、知的発達に障害のある方
とその家族、関係施設事業所、学校・教育機関、関係行政機関、その他知的障
害児者福祉に関心のある方・団体

10 参加費等

□大会参加費

①一般大会 3,500円

②すまいる大会 2,000円(付添の支援者・保護者も同額)

□その他の費用(希望者)

①体験観光 3,500円

(すまいる大会 第4分科会 付添の支援者・保護者も同額)

②すまいる大会交流会 4,000円(支援者・保護者も同額)

③一般情報交換会 6,000円

○今大会では昼食の幹旋は行いません。

11 日 程

一般大会

第1日目		第2日目	
10月19日(土)		10月20日(日)	
会 場 岡山県立美術館 岡山市民会館 第一セントラルビル 岡山シンフォニーホール		会 場 岡山市民会館	
12:00	受 付	9:00	受 付
13:00	一般大会分科会 (第1~4分科会)	9:30	開会式 大会会長挨拶 表彰状贈呈 来賓祝辞等
16:30	第1日目 終了		
17:30	各県代表者会議	10:20	中央情勢報告
18:00	情報交換会	10:50	講 演
20:00	情報交換会閉会	12:15	閉会式 大会決議 次期開催県挨拶 閉会挨拶
		12:30	

12 分科会

	テーマ	内 容	提案者	コーディネーター
第1分科会	〔学童期・青年期〕 子育て中の家族を 支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と繋がる教育 ・教育・医療・福祉の連携 ・思春期の問題と家族支援 ・将来の進路と相談支援 	島根県 徳島県	川崎医療福祉大学医療福祉学部 子ども医療福祉学科 講 師 重松孝治氏
第2分科会	〔成人期〕 自立的な地域生活・ 働く生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・特性に合った働き方 ・本人の意思と多様な働き方 ・雇用と福祉 (A型事業所等) ・住まいの問題 ・余暇活動の支援 	岡山県 高知県	全国手をつなぐ育成会連合会 事業所協議会 運営委員長 松崎伸一氏

第3分科会	〔高齢期〕 重度・高齢者の生活の質を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度・高齢者の生活の質 ・ 親亡き後の生活支援 ・ ハイリスクの家庭支援 ・ 65歳問題 	広島県 香川県	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 総務企画局 事業企画部 部長 古川 慎治 氏
第4分科会	〔育成会活動〕 地域に開かれた育成会活動を展開する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者理解と啓発活動 ・ 地域と共にある育成会活動 ・ 権利擁護と育成活動 ・ 自然災害と育成会活動 ・ キャラバン隊の活動 	山口県 鳥取県 愛媛県	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長 小出 隆司 氏

13 中央情勢報告

全国手をつなぐ育成会連合会 副会長 小出 隆司 氏

14 講演

テーマ 障害福祉施策の現状と課題 ～地域共生社会の実現に向けて～

講師 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室
虐待防止専門官障害福祉専門官 片桐 公彦 氏

中央情勢報告

全国手をつなぐ育成会連合会

副会長 小 出 隆 司

中央情勢報告

全国手をつなぐ育成会連合会
副会長 小出隆司

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会(岡山大会)

1

2019年(令和元年)6月7日 「欠格条項」削除法が成立

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律案」

成年被後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図る必要があるためである。

2019年7月24日 全育連、最高裁においてヒアリングを受ける
「後見人の報酬の在り方に関する意見」 知的障害者も使える成年被後見制度へ!

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会
(岡山大会)

3

全国手をつなぐ育成会連合会

法律や制度への関与
厚労省の社会福祉審議会やその他国及び関係機関の委員など50件以上に

2012年3月 選挙権回復41万人署名
川崎総務大臣(当時)へ

知的障害者の権利擁護者
の声を国へ伝える



選挙権・被選挙権の回復

2013年5月、成年被後見制度で後見人が付いた人も、選挙権・被選挙権を一律に認める公職選挙法改正が成立しました。

2019年(令和元年)6月7日 「欠格条項」削除法が成立

成年被後見制度を利用した人が、公務員や法人役員といった資格や地位を失う各種法律の「欠格条項」を原則として削除する一括法が参議院本会議で全会一致で可決、成立しました。

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会
(岡山大会)

2

2019年(令和元年)6月7日 障害者雇用促進法が成立

国の行政機関などで雇用する障害者の人数が不適切に計上されていた問題で、再発防止策を盛り込んだ改正障害者雇用促進法が、参院本会議で全会一致で可決、成立しました。

- ・ 障害者の雇用を一層促進するため、
- ・ 事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、
- ・ 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる必要があるためである。

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会
(岡山大会)

4

資料 1-3

○ 公務部門における障害者採用・定額に係る状況

○ 採用状況

○ 採用計画に対する進捗率^{※4}は、全体で57.5%。なお、現時点における各府省における進捗状況は以下のとおりである。

※1 2019年4月1日現在の採用計画数
 ※2 2019年4月1日現在の採用実績数
 ※3 2019年4月1日現在の採用計画数と採用実績数の差

○ 定額状況

○ 5月23日時点における採用計画数は131人、定額は94.8%。

※1 採用計画数
 ※2 定額
 ※3 採用計画数と定額の差

○ 一方で、出先機関を含め多数の障害者を採用した機関において相当数の職種が生じている状況や、就職者数自体は少ないものの、産働割合が1割を超える機関もみられた。

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会 (岡山大会)

障害者の文化芸術活動の推進

- 2020東京オリンピック・パラリンピックを契機に、障害者の文化芸術の裾野を広げると共に、障害者の持つ優れた能力をもって社会参加と共生社会の一翼を担う。
- 2020年4月～全国約7カ所で各障害者団体と連携しながら、「作品の展示」「舞台芸術」「パフォーマンス」などを開催。
- 「参加の機会の拡大」「鑑賞支援」「教育機関や障害学習」との連携
- 全国のメディアと連携し広報活動

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会 (岡山大会)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立

○ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が成立した。この法律は、昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存続を理由として、平成28年に旧優生保護法において優生手術等を受けた者が削除されることを受けて、心身に多大な苦痛を受けたことに対して、我が国は、それぞれの立場において、真摯に反省し、深くおわびする。尊厳が重んぜられるとともに、この法律を制定することにより、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

○ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対して一時金を支給します

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会 (岡山大会)

育成会連合会の存在価値は大きい

- 国の会議に参加して
- 【内閣官房】「ユニバーサルデザイン関係閣僚会議」
 - 【内閣府】「障害者政策委員会」「認知症等（知的を含む）の意思決定能力支援のあり方委員会」
 - 【厚生省】「社会保険審議会障害者部会」「労働政策審議会障害者雇用分科会」「障害者文化芸術活動推進事業検討会」「障害者文化芸術施設あり方検討会」
 - 【文科省】「特別支援教育（通級教員）増員問題」
 - 【国交省】「バリアフリー法に基づく移動円滑化検討会」
 - 【文化庁】文化審議会文化政策部会
 - 【その他多数の委員会】【国会議員各党との連携】

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会 (岡山大会)

全日本手をつなぐ育成会連合会 次世代体制への取組状況

- (1) 2018年度、各正会員、各支部（市町村等）の実態把握のため調査実施。会員呼称など、各県毎、市町村毎の違いを整理する。事務局や各支部の組織としての今後の見通しを把握する。
- (2) 2019年度、次世代体制の強化を行うため、役割分担など具体を盛り込んだ、短期・中期計画を作成
- ①幹事会の変更に向け、事業の業務分析を行う
 - ②三役・プロック長・幹事会代表の次世代化
 - ③会員拡大の具体策、見通しを立てる
 - ・地域活性化事業の推進
 - ・情報誌「手をつなぐ」の活用方法について
- (3) 2022年には次世代体制となることを目指す。

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会
(岡山大会)

9

法人格の取得に向けて

- 任意団体として苦節6年の活動、今、法人格の取得に向けて、準備をしております。
- 目指す法人格は、一般社団法人
- 育成会の理念である「障がいのある人たち（我が子）の幸せの実現」を目指す育成会活動の継続・発展をするためには、新たな運営システムの構築と、財源確保が必要です。
- 全国の知的障害のある人たちの思いを集めて、伝えることのできるのは、育成会だけです。

「次世代につなげよう育成会運動」

第8回手をつなぐ育成会中国・四国大会
(岡山大会)

10

講演

テーマ 障害福祉施策の現状と課題
～地域共生社会の実現に向けて～

講師 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室
虐待防止専門官障害福祉専門官

片 桐 公 彦 氏

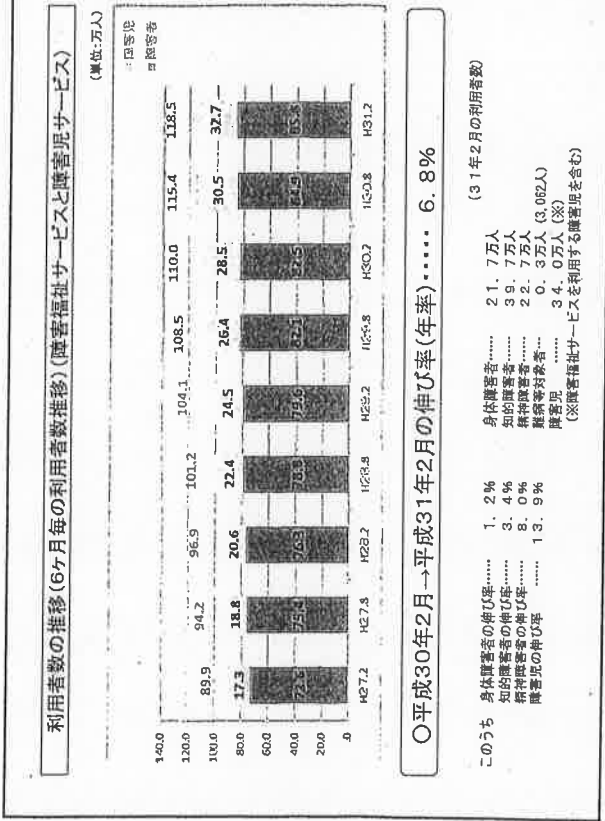
近年の障害福祉サービス等の経緯

年度	概要	改正率
平成13年度	○生活困窮の解消（利用者がサービスを受けられる仕組み）	
平成14年度	○障害者自立支援法施行（3障害者のサービス、地域生活、利用支援）	
平成15年度	○障害者自立支援法の改正（人材育成に活用し得る職業訓練の推進（障害者職業訓練の創設））	5.1%
平成16年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成17年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成18年度	○福祉、介護職員の処遇改善の推進（社会福祉士法改正による福祉職員の地位向上）	2.0%
平成19年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成20年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成21年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成22年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成23年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成24年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成25年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成26年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成27年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成28年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成29年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成30年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	
平成31年度	○障害者自立支援法の改正（生活支援サービスの向上（障害者生活支援センターの創設））	

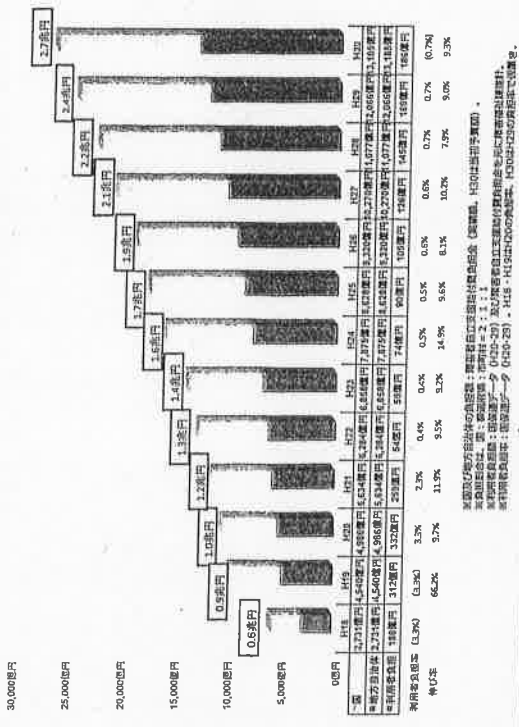
障害者自立支援法	サービス内容	利用者数	補助金総額
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	178,598	19,990
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	11,084	7,439
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	25,171	5,824
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	10,972	1,718
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	37	10
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	51,824	4,758
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	20,574	252
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	281,122	10,445
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	128,707	2,579
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	530	128
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	121,701	8,310
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	2,387	186
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	12,125	1,174
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	33,268	3,284
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	69,485	3,812
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	253,062	12,387
生活困窮	生活困窮者に対する生活支援サービス	6,791	869

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

障害者自立支援法	サービス内容	利用者数	補助金総額
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	115,350	6,514
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	2,307	96
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	204,806	13,150
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	56	30
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	5,738	743
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	1,584	186
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	2,056	191
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	143,318	8,233
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	40,197	4,416
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	710	387
障害児支援	障害児に対する生活支援サービス	3,249	553



障害福祉サービス等に関する公費負担及び利用者負担



過去10年間の医療、介護、障害の総費用額・伸び率の推移

年度	総費用額	伸び率(対前年度)	総費用額	伸び率(対前年度)
平成18年度	33.1兆円	0.0%	6.4兆円	0.6%
平成19年度	34.1兆円	3.0%	6.7兆円	0.9%
平成20年度	34.8兆円	2.0%	6.9兆円	1.0%
平成21年度	36.0兆円	3.4%	7.4兆円	1.2%
平成22年度	37.4兆円	3.9%	7.8兆円	1.3%
平成23年度	38.6兆円	3.1%	8.2兆円	1.6%
平成24年度	39.2兆円	1.6%	8.8兆円	1.7%
平成25年度	40.1兆円	2.2%	9.2兆円	1.8%
平成26年度	40.8兆円	1.9%	9.6兆円	1.9%
平成27年度	42.4兆円	3.8%	10.1兆円	2.1%
平均伸び率	2.8%		-	10.4%
10年間の伸び率	128.1%		157.8%	233.3%

※障害者の平成19年度の伸び率は、法施行(18年10月1日)後の平成18年度によるもの。平均伸び率、10年間の伸び率は算定から除外している。
 (出典) 医療：医療費の動向
 ・介護：介護給付費総費用総額 ※平成27年度は当初予算額
 ・障害：障害者自立支援給付金総額 ※平成27年度は当初予算額

平成31年度障害福祉関係予算の概要

◆予算額 (30年度予算額) → (31年度予算額)
 1兆8,648億円 → 2兆222億円(+1,374億円、+7.4%)

【主な施策】※()内は平成30年度予算
 ① 良質な障害福祉サービス、障害者支援の確保 1兆4,542億円 (1兆3,317億円)
 障害者・障害者が地域で住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害者支援等を確保する。
 (障害福祉サービスに準じたサービス) 0.44%
 (障害福祉サービス) 93.6億円
 (障害者の児童福祉支援の無償化) 6.9億円

② 地域生活支援事業等の拡充 495億円 (493億円) (一部新規)
 地域生活支援事業や移動支援など障害者・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。

③ 障害福祉サービス提供体制の整備と地域移行の促進 195億円 (72億円)
 障害福祉サービス提供体制の整備と地域移行の促進を図る。大規模な整備を図るとともに、障害者生活支援や非常用自家発電設備の整備といった防災・減災対策の強化を図る。
 (参考) 平成30年度2次補正予算 50億円
 障害者生活支援等における障害者生活支援や地域移行の促進を図るため、大規模な整備に必要額を確保する。入居等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備に必要額を確保する。

- 芸術文化活動の支援の推進 3.0億円 (2.8億円)
 障害者文化芸術活動推進法の施行を踏まえ、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援を強化するとともに、全国に展開するための支援等を実施する。
- 視覚障害者等の読書環境の向上 3.8億円 (1.8億円) 及び地域生活支援事業費 (494億円) の内数 (一部新規)
 マラケシュ条約の批准や著作権法の改正を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書やインターネットを活用した提供を促進するとともに、地域の障害者に対する101視覚(サビエ)の活用(含む)の活用支援を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。
- 就労支援事業等への支援の推進 5.6億円 (3.6億円)
 就労支援事業等への利用者への支援の推進、就業継続支援事業等に対する経営改善支援や販路開拓等のための支援を促進する。
 また、職通連携推進、職業分断での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への職業の専門家の派遣による職業技術に係る指導、助言や6次産業化支援、農業に取り組み障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 5.7億円 (5.6億円) (一部新規)
 精神障害者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、前道前県等と連携し、精神科医療等との連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、地域住民の理解を深めるためのシンポジウム等の開催等の普及を図る。
- アルコーン・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.1億円 (6.1億円) (一部新規)
 依存症対策の全国展開において、依存症に関する情報提供体制の強化を図る。また、都道府県等において、人材育成や医療・相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築し、早期発見につなげる。更に自助グループ等の民間団体への支援を充実させる。

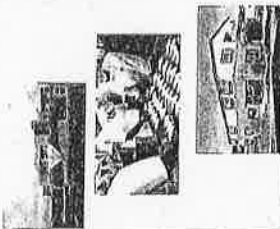
社会福祉施設等施設整備費補助金

30年度予算額 72億円
31年度予算額 195億円
30年度補正予算 50億円

○ 地方自治体が策定する整備計画が確実に実施されるよう障害児・童の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、総額香1/4)

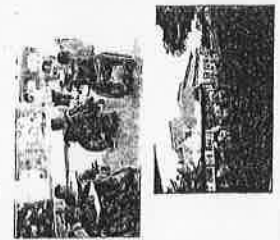
日中活動サービスマスクの普及・地域移行の促進

○ 障害者の社会参加促進及び地域移行支援を更に推進するため、地域移行支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態による居宅訪問や必要支援体制の整備を推進する。



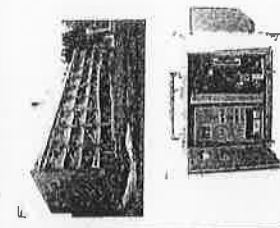
障害児支援の充実

○ 障害児支援の充実を図るため、地域移行支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態による居宅訪問や必要支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災・防災対策の推進

○ 耐震・防災・国土強靭化のための3か年緊急対策に基づき、障害者施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修及び非常用自家発電設備の整備を推進する。



社会福祉施設等施設整備費補助金

～障害者施設等の防災・減災対策の推進～

30年度第2次補正予算：50億円

○ 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づき、障害者施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修及び非常用自家発電設備の整備を行うことにより、防災・減災対策を推進する。

耐震化整備

○ 自力避難が困難な障害者等の安全を確保する観点から、耐震改修等を促進する。



ブロック塀等改修

○ 障害者施設等における安全上問題のあるブロック塀等の改修整備を行う。

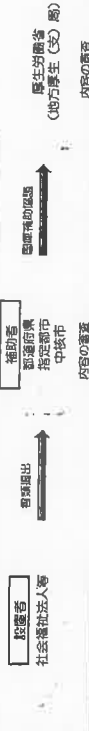


非常用自家発電設備整備

○ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い施設について、非常用自家発電設備の整備を進める。



高担割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4



II 障害福祉サービス等報酬改定について

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に関する報酬について、報酬改定の検討を行うため、厚生労働省内に「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を設置し、アドバイザーとして有識者の参画を求め、公開の場で検討を行う。

厚生労働省		アドバイザー(10名)	
主査	厚生労働大臣政務官	選任	徳島市東部地域教育センター所長
副査	障害保健福祉部長	石倉 康基	明治大学教員
調査員	調査員	井出 浩	和光大学教員
		岩崎 正洋	早稲田大学人間科学部准教授
		佐藤 和弘	名古屋市福祉局福祉課長
		野村 美枝	東京都立大学大学院准教授
		平野 裕夫	毎日新聞論説委員
		浅田 和夫	成田大学准教授
		浅田 和夫	立教大学教授
			宮代町福祉課長

※ 主催が必要と認められる時は、関係者から意見を聞くことができる。

【面の検討項目】
(1) 障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を基とするための報酬算定
(2) 平成31年10月に予定されている消費税率の引上げに対応するための報酬算定 等

【開催スケジュール】
平成30年
○ 第1回 8月22日(水)
○ 第2回 10月31日(水)
○ 第3回 11月23日(水)
○ 第4回 12月17日(月)
○ 第5回 12月20日(木)

平成31年
○ 第5回 2月15日(金)
○ 第6回 2月15日(金)
○ 第7回 2月15日(金)

障害福祉サービス等報酬改定(平成30年度)について議論
障害福祉サービス等報酬改定の取組について議論
障害福祉サービス等に関する有識者の取組、障害福祉サービス等報酬改定(平成30年度)について議論
障害福祉サービス等に関する有識者の取組、障害福祉サービス等報酬改定(平成30年度)について議論
2019年度障害福祉サービス等報酬改定の取りまとめについて議論
2019年度障害福祉サービス等報酬改定の取組について議論
2019年度障害福祉サービス等報酬改定

平成31 (2019) 年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容 (10月施行)

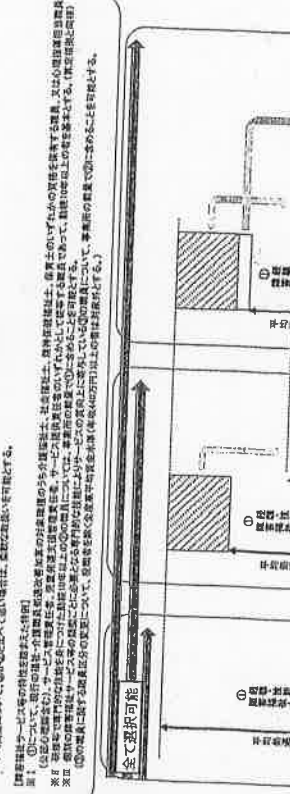
- 新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善 改定率 +1.56%
- 訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直し 改定率 +0.44%
- 消費税率10%への引上げに伴う報酬改定

新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

5. 介護人材の処遇改善
(具体的内容)
人生100年時代において、介護は、最も直面し得るリスクの一つである。政府は、在宅・施設サービス等の整備の加速化や介護休業を取得しやすいため、2020年代初期までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしており、そのための重要な取組は、介護人材の確保である。2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これらで自費で月額4万7000円の改善を実施してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるとともに、昇給、昇給の条件を明確に定め、具体的なことは、他の介護職員などの処遇改善とこの処遇改善の導入を促すことである。また、介護職員の給与水準を向上させることとして、介護サービス事業者における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均1万円相当の処遇改善を行うこと等を要請している。また、介護福祉士に対する、介護人材と同様の処遇改善を行う。
(実施時期)
こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ルール

- 経緯・経緯のある障害福祉人材において、「月額2万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が所収賃額を除く(全重要平均賃金水準(月額42000円)以上となる者を特定・確保すること。
- リーダー級の障害福祉人材について、他業種と遜色ない賃金水準を確保すること。
- 経緯・経緯のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2分1以上とする。
- その他の業種(非業種)の賃金確保が認められる者(年収400万円)を指す。③その他(0.1万円)の確保。



処遇改善加算全体のイメージ

＜福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件＞

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれか取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得要件に準じて、補填の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づいて、ホームページへの掲載等を通じた見直しを行っていること

＜サービス提供エリア内の加算率＞

- ・ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・ 加算率の決定については、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算(Ⅱ)の加算率がその0.9とされるよう設定
- ※ 加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)時の加算率(1.56%)相当となる、原則、新加算(Ⅱ)の加算率は、0.9とされ、この加算率を設定
- ※ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たすサービス提供エリアは、1段階の加算率に設定

現在 加算の処 置区分 区別	算定条件	加算率
加算(Ⅰ)	月額3.7万円相当	59.1%
加算(Ⅱ)	キャリアパス要件 ①+②+③ +	9.6%
加算(Ⅲ)	月額2.7万円相当	9.6%
加算(Ⅳ)	月額1.5万円相当 + 加算(Ⅱ)×0.9	9.6%
加算(Ⅴ)	いずれも 満たさない	0.7%

福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について (2019年10月～)

サービス区分	特定処遇改善加算	新加算	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
完全介護型	7.4%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	2.8%	3.0%
要介護介護型	4.5%	0.8%	1.0%	1.2%	1.4%	1.6%	1.8%
訪問介護型	14.5%	11.5%	12.5%	13.5%	14.5%	15.5%	16.5%
行動援護型	8.5%	5.5%	6.0%	6.5%	7.0%	7.5%	8.0%
生活介護	2.5%	1.0%	1.2%	1.4%	1.6%	1.8%	2.0%
自立訓練(生活訓練)	5.5%	1.5%	1.8%	2.1%	2.4%	2.7%	3.0%
就労移行支援	3.5%	1.0%	1.2%	1.4%	1.6%	1.8%	2.0%
就労継続支援A型	2.0%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%
就労継続支援B型	2.0%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%
共同生活介護(障害児共同生活援助)	0.5%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
共同生活介護(知的障害児共同生活援助)	1.8%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%
生活介護型(知的障害)	1.8%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%
生活介護型(知的障害)	2.0%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%
生活介護型(知的障害)	2.5%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%
生活介護型(知的障害)	3.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%
生活介護型(知的障害)	3.5%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%
生活介護型(知的障害)	4.0%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%
生活介護型(知的障害)	4.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%	2.1%
生活介護型(知的障害)	5.0%	1.8%	1.9%	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%
生活介護型(知的障害)	5.5%	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%
生活介護型(知的障害)	6.0%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%
生活介護型(知的障害)	6.5%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%
生活介護型(知的障害)	7.0%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%	3.0%	3.1%
生活介護型(知的障害)	7.5%	2.8%	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	3.3%
生活介護型(知的障害)	8.0%	3.0%	3.1%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%
生活介護型(知的障害)	8.5%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%
生活介護型(知的障害)	9.0%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%
生活介護型(知的障害)	9.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%	4.1%
生活介護型(知的障害)	10.0%	3.8%	3.9%	4.0%	4.1%	4.2%	4.3%
生活介護型(知的障害)	10.5%	4.0%	4.1%	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%
生活介護型(知的障害)	11.0%	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%
生活介護型(知的障害)	11.5%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%
生活介護型(知的障害)	12.0%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%	5.0%	5.1%
生活介護型(知的障害)	12.5%	4.8%	4.9%	5.0%	5.1%	5.2%	5.3%
生活介護型(知的障害)	13.0%	5.0%	5.1%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%
生活介護型(知的障害)	13.5%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%	5.6%	5.7%
生活介護型(知的障害)	14.0%	5.4%	5.5%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%
生活介護型(知的障害)	14.5%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%	6.1%
生活介護型(知的障害)	15.0%	5.8%	5.9%	6.0%	6.1%	6.2%	6.3%
生活介護型(知的障害)	15.5%	6.0%	6.1%	6.2%	6.3%	6.4%	6.5%
生活介護型(知的障害)	16.0%	6.2%	6.3%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%
生活介護型(知的障害)	16.5%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.8%	6.9%
生活介護型(知的障害)	17.0%	6.6%	6.7%	6.8%	6.9%	7.0%	7.1%
生活介護型(知的障害)	17.5%	6.8%	6.9%	7.0%	7.1%	7.2%	7.3%
生活介護型(知的障害)	18.0%	7.0%	7.1%	7.2%	7.3%	7.4%	7.5%
生活介護型(知的障害)	18.5%	7.2%	7.3%	7.4%	7.5%	7.6%	7.7%
生活介護型(知的障害)	19.0%	7.4%	7.5%	7.6%	7.7%	7.8%	7.9%
生活介護型(知的障害)	19.5%	7.6%	7.7%	7.8%	7.9%	8.0%	8.1%
生活介護型(知的障害)	20.0%	7.8%	7.9%	8.0%	8.1%	8.2%	8.3%
生活介護型(知的障害)	20.5%	8.0%	8.1%	8.2%	8.3%	8.4%	8.5%
生活介護型(知的障害)	21.0%	8.2%	8.3%	8.4%	8.5%	8.6%	8.7%
生活介護型(知的障害)	21.5%	8.4%	8.5%	8.6%	8.7%	8.8%	8.9%
生活介護型(知的障害)	22.0%	8.6%	8.7%	8.8%	8.9%	9.0%	9.1%
生活介護型(知的障害)	22.5%	8.8%	8.9%	9.0%	9.1%	9.2%	9.3%
生活介護型(知的障害)	23.0%	9.0%	9.1%	9.2%	9.3%	9.4%	9.5%
生活介護型(知的障害)	23.5%	9.2%	9.3%	9.4%	9.5%	9.6%	9.7%
生活介護型(知的障害)	24.0%	9.4%	9.5%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%
生活介護型(知的障害)	24.5%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%
生活介護型(知的障害)	25.0%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%	10.2%	10.3%
生活介護型(知的障害)	25.5%	10.0%	10.1%	10.2%	10.3%	10.4%	10.5%
生活介護型(知的障害)	26.0%	10.2%	10.3%	10.4%	10.5%	10.6%	10.7%
生活介護型(知的障害)	26.5%	10.4%	10.5%	10.6%	10.7%	10.8%	10.9%
生活介護型(知的障害)	27.0%	10.6%	10.7%	10.8%	10.9%	11.0%	11.1%
生活介護型(知的障害)	27.5%	10.8%	10.9%	11.0%	11.1%	11.2%	11.3%
生活介護型(知的障害)	28.0%	11.0%	11.1%	11.2%	11.3%	11.4%	11.5%
生活介護型(知的障害)	28.5%	11.2%	11.3%	11.4%	11.5%	11.6%	11.7%
生活介護型(知的障害)	29.0%	11.4%	11.5%	11.6%	11.7%	11.8%	11.9%
生活介護型(知的障害)	29.5%	11.6%	11.7%	11.8%	11.9%	12.0%	12.1%
生活介護型(知的障害)	30.0%	11.8%	11.9%	12.0%	12.1%	12.2%	12.3%
生活介護型(知的障害)	30.5%	12.0%	12.1%	12.2%	12.3%	12.4%	12.5%
生活介護型(知的障害)	31.0%	12.2%	12.3%	12.4%	12.5%	12.6%	12.7%
生活介護型(知的障害)	31.5%	12.4%	12.5%	12.6%	12.7%	12.8%	12.9%
生活介護型(知的障害)	32.0%	12.6%	12.7%	12.8%	12.9%	13.0%	13.1%
生活介護型(知的障害)	32.5%	12.8%	12.9%	13.0%	13.1%	13.2%	13.3%
生活介護型(知的障害)	33.0%	13.0%	13.1%	13.2%	13.3%	13.4%	13.5%
生活介護型(知的障害)	33.5%	13.2%	13.3%	13.4%	13.5%	13.6%	13.7%
生活介護型(知的障害)	34.0%	13.4%	13.5%	13.6%	13.7%	13.8%	13.9%
生活介護型(知的障害)	34.5%	13.6%	13.7%	13.8%	13.9%	14.0%	14.1%
生活介護型(知的障害)	35.0%	13.8%	13.9%	14.0%	14.1%	14.2%	14.3%
生活介護型(知的障害)	35.5%	14.0%	14.1%	14.2%	14.3%	14.4%	14.5%
生活介護型(知的障害)	36.0%	14.2%	14.3%	14.4%	14.5%	14.6%	14.7%
生活介護型(知的障害)	36.5%	14.4%	14.5%	14.6%	14.7%	14.8%	14.9%
生活介護型(知的障害)	37.0%	14.6%	14.7%	14.8%	14.9%	15.0%	15.1%
生活介護型(知的障害)	37.5%	14.8%	14.9%	15.0%	15.1%	15.2%	15.3%
生活介護型(知的障害)	38.0%	15.0%	15.1%	15.2%	15.3%	15.4%	15.5%
生活介護型(知的障害)	38.5%	15.2%	15.3%	15.4%	15.5%	15.6%	15.7%
生活介護型(知的障害)	39.0%	15.4%	15.5%	15.6%	15.7%	15.8%	15.9%
生活介護型(知的障害)	39.5%	15.6%	15.7%	15.8%	15.9%	16.0%	16.1%
生活介護型(知的障害)	40.0%	15.8%	15.9%	16.0%	16.1%	16.2%	16.3%
生活介護型(知的障害)	40.5%	16.0%	16.1%	16.2%	16.3%	16.4%	16.5%
生活介護型(知的障害)	41.0%	16.2%	16.3%	16.4%	16.5%	16.6%	16.7%
生活介護型(知的障害)	41.5%	16.4%	16.5%	16.6%	16.7%	16.8%	16.9%
生活介護型(知的障害)	42.0%	16.6%	16.7%	16.8%	16.9%	17.0%	17.1%
生活介護型(知的障害)	42.5%	16.8%	16.9%	17.0%	17.1%	17.2%	17.3%
生活介護型(知的障害)	43.0%	17.0%	17.1%	17.2%	17.3%	17.4%	17.5%
生活介護型(知的障害)	43.5%	17.2%	17.3%	17.4%	17.5%	17.6%	17.7%
生活介護型(知的障害)	44.0%	17.4%	17.5%	17.6%	17.7%	17.8%	17.9%
生活介護型(知的障害)	44.5%	17.6%	17.7%	17.8%	17.9%	18.0%	18.1%
生活介護型(知的障害)	45.0%	17.8%	17.9%	18.0%	18.1%	18.2%	18.3%
生活介護型(知的障害)	45.5%	18.0%	18.1%	18.2%	18.3%	18.4%	18.5%
生活介護型(知的障害)	46.0%	18.2%	18.3%	18.4%	18.5%	18.6%	18.7%
生活介護型(知的障害)	46.5%	18.4%	18.5%	18.6%	18.7%	18.8%	18.9%
生活介護型(知的障害)	47.0%	18.6%	18.7%	18.8%	18.9%	19.0%	19.1%
生活介護型(知的障害)	47.5%	18.8%	18.9%	19.0%	19.1%	19.2%	19.3%
生活介護型(知的障害)	48.0%	19.0%	19.1%	19.2%	19.3%	19.4%	19.5%
生活介護型(知的障害)	48.5%	19.2%	19.3%	19.4%	19.5%	19.6%	19.7%
生活介護型(知的障害)	49.0%	19.4%	19.5%	19.6%	19.7%	19.8%	19.9%
生活介護型(知的障害)	49.5%	19.6%	19.7%	19.8%	19.9%	20.0%	20.1%
生活介護型(知的障害)	50.0%	19.8%	19.9%	20.0%	20.1%	20.2%	20.3%
生活介護型(知的障害)	50.5%	20.0%	20.1%	20.2%	20.3%	20.4%	20.5%
生活介護型(知的障害)	51.0%	20.2%	20.3%	20.4%	20.5%	20.6%	20.7%
生活介護型(知的障害)	51.5%	20.4%	20.5%	20.6%	20.7%	20.8%	20.9%
生活介護型(知的障害)	52.0%	20.6%	20.7%	20.8%	20.9%	21.0%	21.1%
生活介護型(知的障害)	52.5%	20.8%	20.9%	21.0%	21.1%	21.2%	21.3%
生活介護型(知的障害)	53.0%	21.0%	21.1%	21.2%	21.3%	21.4%	21.5%
生活介護型(知的障害)	53.5%	21.2%	21.3%	21.4%	21.5%	21.6%	21.7%
生活介護型(知的障害)	54.0%	21.4%	21.5%	21.6%	21.7%	21.8%	21.9%
生活介護型(知的障害)	54.5%	21.6%	21.7%	21.8%	21.9%	22.0%	22.1%
生活介護型(知的障害)	55.0%	21.8%	21.9%	22.0%	22.1%	22.2%	22.3%
生活介護型							

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

- 消費税率引上げに伴う報酬改定について
 - 消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。
 - 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。
 - 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

※1 消費税率9%引上げ時の対応と同様に最近の平成30年度障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて改定率を算出する。

※2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税総額割合(加重平均)) × (110/108-1)

報酬改定の方法について

- 基本報酬単位数への上乘せ
 - 課税経費割合(※1)に税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本報酬単位数へ上乘せする。
 - ※ 課税経費割合 = 1.0 - 人員費比率 - その他の非課税品目率
- 加重の取扱い
 - 各加重については、もの単位数が小さく上乘せが1単位に満たない等の理由により、個々の加重単位数への上乗せが困難であることから、加重に係る消費影響相当分について、基本報酬単位数に上乘せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位数上乘せ率 + 加重に係る上乘せ率)

平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査結果について

サービスの種類	H29年度		対比率		サービスの種類	H29年度		対比率	
	H29年度	28年度	H29年度	28年度		H29年度	28年度	H29年度	28年度
訪問系サービス	9.4%	5.9%	-3.5%	計画用収支	2.4%	1.0%	-1.4%		
居宅介護	12.8%	7.9%	-4.9%	地域移行支援	2.2%	4.2%	2.0%		
同行介護	9.5%	5.3%	-4.2%	地域定着支援	1.0%	1.7%	0.7%		
行動支援	12.1%	6.5%	-5.6%	障害児学級支援	3.3%	-0.5%	-3.8%		
日中活動系サービス	8.7%	3.8%	-4.9%	福祉型障害児入所施設	9.7%	0.0%	-9.7%		
施設系・居住系サービス	12.9%	3.3%	-9.6%	医療型障害児入所施設	4.4%	2.2%	-2.2%		
施設系・居住系サービス	13.4%	5.3%	-8.1%	障害児通所サービス					
施設系・居住系サービス	4.6%	4.8%	0.2%	児童発達支援	4.7%	4.8%	0.1%		
共同生活援助(介護サービス形態)	6.5%	9.2%	2.7%	医療型児童発達支援 ※	1.1%	0.6%	-1.1%		
共同生活援助(介護サービス形態)	3.2%	6.8%	3.6%	放課後等デイサービス	14.5%	10.5%	-3.6%		
自立訓練(機能訓練) ※	5.0%	2.1%	-2.9%	障害児保育施設	0.5%	0.4%	-0.5%		
自立訓練(生活訓練)	9.5%	9.2%	-0.3%	障害児サービス	9.7%	8.2%	-1.5%		
就労移行支援	16.8%	9.5%	-7.3%	障害児サービス	9.1%	4.6%	-4.5%		
就労継続支援A型	9.4%	14.2%	4.8%	全体(有効回答率:51.6%)	9.5%	5.5%	-3.7%		
就労継続支援B型	10.1%	12.8%	2.7%	※ 参考 平成28年度経営実態調査における全体の有効回答率:32.2%					

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

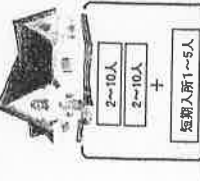
- 障害者の重症化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等(H28.5成立)により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率: +0.47%

障害者の重症化・高齢化への対応	精神障害者の地域移行の推進
<ul style="list-style-type: none"> 重症の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな報酬を設定 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を踏まえたための支援を行う新サービス(前回の改正に併せて)、「自立生活援助」の報酬を設定 地域生活支援拠点等の機能強化 共生型サービスの基準・報酬の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加重を調整 地域移行支援における地域移行支援者の評価 医療従事者に対する受入れの促進
地域移行・地域生活の支援	就業系サービスの向上、一般就労者の移行促進
<ul style="list-style-type: none"> 重症の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな報酬を設定 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を踏まえたための支援を行う新サービス(前回の改正に併せて)、「自立生活援助」の報酬を設定 地域生活支援拠点等の機能強化 共生型サービスの基準・報酬の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 一歩就労への定着支援等に応じた報酬体系とする 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス(前回の改正に併せて)、「就労支援」の報酬を設定
医療的ケア児への対応等	障害福祉サービスの特性可能な確保
<ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要となる障害者へ、必要な支援を交付できるよう、暫定的な加重を設定 障害者の通所サービスについて、利用者の状況や専従者のサービス利用状況に応じて負担率を行う 障害者の居宅を訪問して支援を行う新サービス(前回の改正に併せて)、「在宅訪問型居宅支援」の報酬を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援、障害児相談支援における質の高い事業者の評価 受迎加重の算定

重症の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな報酬の創設(日中サービス支援型)

- 障害者の重症化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな報酬として、「日中サービス支援型共同生活援助」(以下「日中サービス支援型」という。)を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重症の障害者等に対して事情の支那体制を踏襲することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないよう仕組むとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世帯への配慮とするため、最低基準の5:1をベースに、4:1及び3:1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助(1日につき)
 - 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (I)
 - ※ 世帯への配慮が3:1の場合
 - (1) 区分6
 - 1,098単位
- ※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合は加重(看護職員配置加重 70単位/日)



- 住まいの場であるグループホームの特性(生活単位であるユニットの定員等)は従来どおり維持しつつ、スカーレットを主とした重症障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。
- 地域における重症障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必要とする。

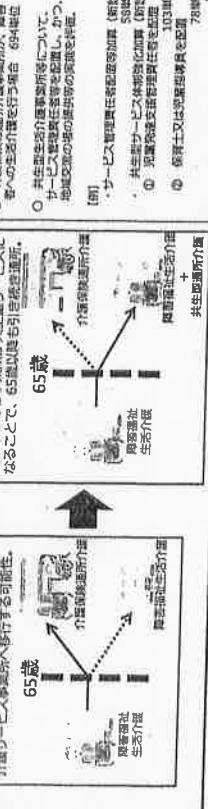
共生型サービスの基準・報酬の設定

○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の生活介護、生活介護、短期入所等の指定を受けられる場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受けられる場合（障害報酬）



○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受けられる場合（介護報酬）



その他の障害福祉サービス等の報酬改定

<h3>入居中の支援（重症訪問介護）</h3> <p>○ 障害支援区分6の利用者に對して、病棟、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び訪問看護センターにコミュニケーション支援等を提供することを評価する。</p> <p>入居中の基本報酬は、入居中以外と同様とする。</p> <table border="1"> <tr><td>1時間未満</td><td>184単位</td></tr> <tr><td>1時間以上1時間30分未満</td><td>274単位</td></tr> <tr><td>1時間30分以上1時間未満</td><td>400単位</td></tr> <tr><td>1時間以上1時間30分未満</td><td>274単位</td></tr> <tr><td>1時間30分以上1時間未満</td><td>400単位</td></tr> </table> <p>※ 重症訪問介護支援報酬の算定は不可。 ※ 90日以上継続利用が算定単位の20%を減額</p>	1時間未満	184単位	1時間以上1時間30分未満	274単位	1時間30分以上1時間未満	400単位	1時間以上1時間30分未満	274単位	1時間30分以上1時間未満	400単位	<h3>基本報酬の一本化（同行介護）</h3> <p>○ 同行介護は、外出する際に必要な補助を行うことを基本とする。これに、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。</p> <table border="1"> <tr><td>身体介護を伴う場合</td><td>400単位</td></tr> <tr><td>身体介護を伴わない場合</td><td>300単位</td></tr> </table> <p>（現行） 30分以上1時間未満 400単位 30分以上1時間未満 300単位</p> <p>（見直し後） 30分以上1時間未満 400単位 30分以上1時間未満 291単位</p> <p>※ これに加え、立ち上がりや起床の障害者の支援を評価する加算を設ける。</p>	身体介護を伴う場合	400単位	身体介護を伴わない場合	300単位
1時間未満	184単位														
1時間以上1時間30分未満	274単位														
1時間30分以上1時間未満	400単位														
1時間以上1時間30分未満	274単位														
1時間30分以上1時間未満	400単位														
身体介護を伴う場合	400単位														
身体介護を伴わない場合	300単位														
<h3>夜間配置の評価の見直し（施設入所支援）</h3> <p>○ 利用者の重症化、高齢化に伴う緊急対応の増加や、日中業務と夜間の業務との連携体制を整えることによる、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜間職員配置加算の単位数を引き上げる。</p> <table border="1"> <tr><td>利用者が21人以上40人以下</td><td>49単位/日</td></tr> <tr><td>利用者が21人以上40人以下</td><td>60単位/日</td></tr> </table> <p>（見直し後） ・ 利用者が21人以上40人以下 49単位/日 ・ 利用者が21人以上40人以下 60単位/日</p>	利用者が21人以上40人以下	49単位/日	利用者が21人以上40人以下	60単位/日	<h3>対象者の見直し（自立訓練）</h3> <p>○ 自立訓練について、訓練の効果を高めていく進行段階（特別訓練→身体介護型 生活訓練型 特別指導型・特別指導型）を適正し、原則として障害の程度なく判断可能とする。</p> <p>○ 加えて、発達障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても算入されるよう、生活訓練サービス費において、障害者訪問して効果検査等に対して専門的訓練を行うことを評価する。</p> <table border="1"> <tr><td>生活訓練サービス費</td><td>732単位/日</td></tr> </table> <p>（見直し後） ・ 発達障害者に対する専門的訓練 732単位/日</p>	生活訓練サービス費	732単位/日								
利用者が21人以上40人以下	49単位/日														
利用者が21人以上40人以下	60単位/日														
生活訓練サービス費	732単位/日														

医療的ケア児者に対する支援の充実

<h3>【障害児向けサービス】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 放課後等デイサービス 福祉型障害児入所施設 居宅訪問型児童発達支援（新サービス） 	<h3>【夜間対応・レスパイト等】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 短期入所 障害児向けサービス 生活介護 	<h3>【交換の総合開発】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害児相談支援
<h3>【児童発達支援】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 放課後等デイサービス 福祉型障害児入所施設 居宅訪問型児童発達支援（新サービス） 	<h3>【夜間対応・レスパイト等】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 短期入所 障害児向けサービス 生活介護 	<h3>【交換の総合開発】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害児相談支援

○ 看護職員配置加算の創設
 一定の基準を満たす医療的ケアを受け入れるために看護職員を配置している場合に、新たな加算として評価する。

○ 医療連携体制加算の拡充（面談支援のみ）
 医療的ケアの支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に引いて長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

○ 居宅訪問型児童発達支援の創設（新サービス）
 医療的ケア等によって、居宅訪問型支援を利用するために外出することが難しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

○ 送迎加算の拡充
 送迎において発達障害児等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

○ 福祉強化短期入所サービス創設
 医療的ケアが必要な障害児の受け入れを支援するため、短期入所施設に併設して「福祉強化短期入所サービス」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置することを評価する。

○ 常勤看護職員等配置加算の拡充
 医療的ケアを受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。

○ 医療的ケアを必要とする児童等、より高い専門性が求められる利用者や支援する体制を有している場合を評価する。

○ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設
 医療機関、保育機関等と必要に応じて連携等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合には、新たな加算として評価する。

医療的ケア児者に対する支援の充実①

○ 医療的ケア児者等を対象として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している中で、県々の障害児やその他の状況及びニーズに応じて、各地において必要な支援を受けられるよう、サービス提供体制を整える。

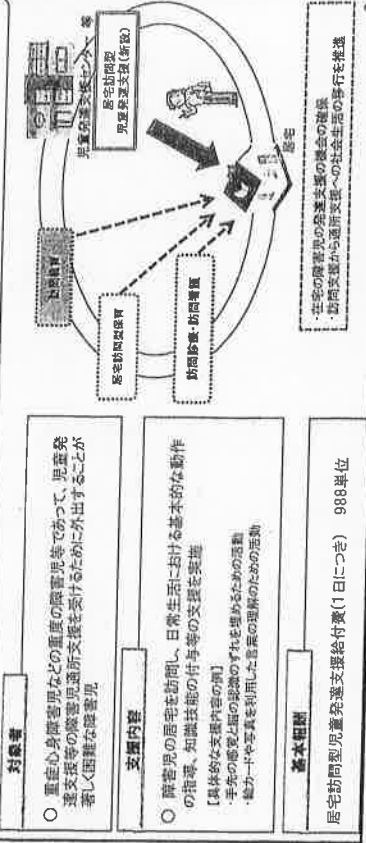
<h3>看護職員配置加算（障害児向けサービス）</h3> <p>○ 看護職員配置加算の創設 一定の基準を満たす医療的ケアを受け入れるための看護職員の加算を評価。</p> <p>（※一定の基準） ・ 看護職員を1名以上配置し、認定サービスの合計が10人以上の児童発達支援事業所等が5単位以上 ・ 看護職員配置加算（1）（現行の通り） ○ 看護職員配置加算（2）（1人以上配置されている場合） ○ 看護職員配置加算（3）（1人以上配置されている場合） ○ 上記に加え、看護職員が常勤職員で1人以上配置され一定の基準を満たす事業所が1人以上いる場合</p>	<h3>看護職員配置加算（福祉型障害児入所施設）</h3> <p>○ 看護職員配置加算の見直し 一定の基準を満たす医療的ケアを受け入れるための看護職員の加算を評価。</p> <p>（※一定の基準） ・ 看護職員を1名以上配置し、認定サービスの合計が10人以上の福祉型障害児入所施設が5単位以上 ○ 看護職員配置加算（1）（現行の通り） ○ 看護職員配置加算（2）（1人以上配置されている場合） ○ 看護職員配置加算（3）（1人以上配置されている場合） ○ 上記に加え、看護職員が常勤職員で1人以上配置され一定の基準を満たす事業所が1人以上いる場合</p>
<h3>障害児相談支援（障害児向けサービス）</h3> <p>○ 看護職員配置加算の見直し 一定の基準を満たす医療的ケアを受け入れるための看護職員の加算を評価。</p> <p>（※一定の基準） ・ 看護職員を1名以上配置し、認定サービスの合計が10人以上の児童発達支援事業所が5単位以上 ○ 看護職員配置加算（1）（現行の通り） ○ 看護職員配置加算（2）（1人以上配置されている場合） ○ 看護職員配置加算（3）（1人以上配置されている場合） ○ 上記に加え、看護職員が常勤職員で1人以上配置され一定の基準を満たす事業所が1人以上いる場合</p>	<h3>常勤看護職員等配置加算（生活介護）</h3> <p>○ 常勤看護職員等配置加算 常勤看護職員を2名以上配置し、認定サービスの合計が10人以上の児童発達支援事業所が5単位以上 ○ 常勤看護職員配置加算（1）（現行の通り） ○ 常勤看護職員配置加算（2）（1人以上配置されている場合） ○ 常勤看護職員配置加算（3）（1人以上配置されている場合） ○ 上記に加え、看護職員が常勤職員で1人以上配置され一定の基準を満たす事業所が1人以上いる場合</p>

（1）レスパイト管理 = 8
 （2）障害児相談支援 = 8
 （3）看護職員配置加算 = 5
 （4）送迎加算 = 5
 （5）1回/時間以上の通回の吸引 = 8
 （6）2回/日以上の通回の吸引 = 3
 （7）1VH = 8
 （8）6回/日以上または連続使用 = 3
 （9）経管（経鼻、経口含む） = 5
 （10）経管・経鼻・経口 = 8
 （11）経管・経鼻・経口（吸引装置を含む） = 8
 （12）定期検査（3/日以上） = 5
 （13）人工呼吸 = 5

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

○ 障害児支援については、一般的には福祉の児童が集まる通所による支援が使用し、必要と認められる場合、これらで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害児のために外出が難しく困難な障害児に発達支援を受けられる機会が提供されていない。

○ このため、重度の障害児の状態にある障害児に対して、発達支援サービスを利用して外出することなく、重度な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス（居宅訪問型児童発達支援）を創設する。



- 対象者**
 - 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援センター等の発達支援を受けるために外出することが難しい障害児
- 支援内容**
 - 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
 - 【具体的な支援内容の例】
 - ・手先の感覚と眼の協調のつれを覚えるための運動
 - ・絵カードや写真を使用した言葉の理解のための運動
- 基本報酬**

居宅訪問型児童発達支援支給付費（1日につき） 988単位

34

就労系サービスにおける賃金・工賃・職場定着の向上

○ 障害者がその個性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を営むことができるよう、一般就労への定着支援や工賃・賃金向上に向けた報酬体系として、工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させる。

就労移行支援

- 基本報酬については、定員割増率別別の規定に定める。1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 定着支援が深いほど、利用者の地域生活の定着に貢献することや、支援コストが削減されること、コストがかかることと考慮され、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

就労継続支援A型

- 基本報酬については、定員割増率別の規定に定める。1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 外出労働が深いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかることと考慮され、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

就労移行支援B型

- 基本報酬については、定員割増率別の規定に定める。平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 工賃が深いほど、自立した地域生活につながることや、支援コストが削減されることと考慮され、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

就労継続支援B型

- 基本報酬については、定員割増率別の規定に定める。平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 工賃が深いほど、自立した地域生活につながることや、支援コストが削減されることと考慮され、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

36

医療的ケア児者に対する支援の充実②

医療的ケア児者の充実（知的入所、障害児通所支援）

- 医療的ケア児者の増加により、外部の医療機関や障害児通所施設に療養する児童が、施設内での生活を行う場合がある。療養する児童が施設内で生活する区分を設ける。

知的入所、障害児通所支援

- イ 医療的ケア児者 (1) 500単位/日 (利用員1人)
- ロ 医療的ケア児者 (2) 250単位/日 (2人~8人)
- ハ 医療的ケア児者 (3) 500単位/日 (2人~8人)
- ニ 医療的ケア児者 (4) 100単位/日 (1人)
- ホ 医療的ケア児者 (5) 1,000単位/日 (1人)
- ヘ 医療的ケア児者 (6) 500単位/日 (2人~8人)

計画相談支援・障害児支援

- 障害児支援支援体制の構築
- 計画相談支援の充実
- 医療・療育・教育・保育・訓練等支援体制の構築

送迎加算の充実（障害児通所支援）

- 送迎に際しても発達的ケアが必要な場合があることから、手厚い人員配置体制で送迎を行うことを評価する。

33

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現在一般の児童が利用している放課後等デイサービスの基本報酬に比べて、障害児の状態や利用状況に応じた報酬を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人員等のコストを減らす、活動時間を短縮する。
- その他、経費負担における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を改善し、基本報酬について一定の適正化を図る。

2. 加算の充実

- 医療的ケア加算の充実：一定の条件を満たす場合、児童発達支援加算の2名分まで報酬を上げ、1年に1回 → 1月に1回
- 関係機関連携加算の充実：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に評価する。
- 療育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て支援等への移行支援を行った場合に評価する。

35

次期報酬改定に向けた検討事項

- 以下の事項等について、次期報酬改定に向けて引き継ぎ検討、検証を行う。
 - ① サービスの質を踏まえた報酬単位の設定
 - ・次期報酬改定においては、サービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる手法を検討する。
 - ② 稼働性・透明性の高い情報提供に基づく報酬改定
 - ・報酬改定の基礎となる情報提供について、客観性・透明性の高い手法により把握するための措置を講じた上で、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行う。
 - ③ 食養提供体制の強化に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、そのあり方を検討する。
 - ④ 身体拘束等の適正化について
 - ・「身体拘束等の適正化のための研修の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」について引き続き検討する。
 - ⑤ 居宅介護について
 - ・居宅介護の利用実態等を把握しつつ、身体介護と家事援助の報酬や人員配置について検討する。
 - ⑥ 医療的ケア児者について
 - ・医療的ケア児者の厳密な定義（判定基準）について、調査研究を行った上で、評価のあり方について引き続き検討する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成28年5月25日成立）の一部を改正する法律（概要）

1. 障害者の暮らす地域生活の支援
 - (1) 施設入居支援や共同生活援助を利用して、障害者を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを提供する（自立生活援助）
 - (2) 就業に伴う生活面の課題に対処できるよう、事業所・家族との連携調整等の支援を行うサービスを提供する（就業定着支援）
 - (3) 重度訪問介護について、医療機関への入居時にも、医療機関との連携調整等の障害者に対する支援を拡大する
 - (4) 65歳に達するまで培った長期にわたる訪問看護サービスを利用する場合には、障害者の所得の状況や障害等の程度等の情報を調査し、当該介護保険サービスへの利用負担を軽減する措置により軽減（減額）できる仕組みを創設する
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、児童相談所において緊急支援を提供するサービスを創設する
 - (2) 障害児等の障害児に発達支援を提供する障害児訪問支援について、児童相談所等の障害児に対する支援を拡大する
 - (3) 医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
 - (4) 障害児のサービスに関する提供体制の抜本的な構築を推進するため、自治体において障害児支援計画を策定するものとする
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に資与の活用も可能とする
 - (2) 障害児がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所定の規定を定める

平成28年4月1日（2016年）について公布の日

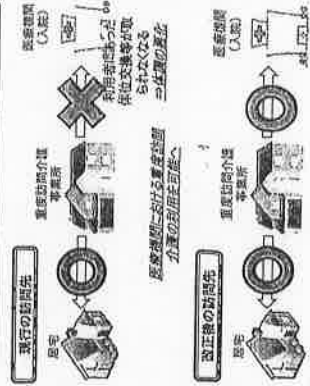
Ⅲ 障害者総合支援法施行3年後の見直し等について

重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び嚥下などの状態にある者等の重度の障害者が医療機関へ入院した時には、重度訪問介護の支援を受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特別な介護が必要となる者が適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上高い困難を有する者について、本人の障害特性に適切な支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による苦痛（パニック）を起し、自傷行為等に陥ってしまう
- このため、重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引継ぎ利用し、そのニーズを的確に把握し、医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるとする。

訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している重度の障害者であって、医療機関へ入院した者
 - ※ 障害支援区分60の者を対象とする
 - ※ 当該施設については運行制度の移行時の支援として、取次対応



訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特設な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による過剰パニックを防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

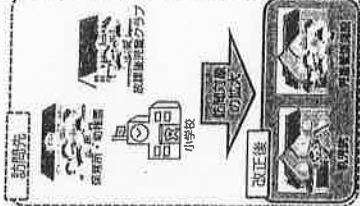
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との家庭生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加
- ※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
保育所、幼稚園、小学校、等
-その地域基盤が集団生活を営む態様として、地方自治体があるもの
(例:児童養護施設等)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
- ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
- ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づき障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の意思を行う。
- ※ 現在、障害児総合支援法に基づき障害児福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害児福祉計画を策定し、サービスの確保に必要となる量の見込みや提供体制の確保に関する目標等を策定。

具体的内容

- 【基本指針】
 - 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。
- 【障害児福祉計画】
 - 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。
(市町村障害児福祉計画)
・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
・各年度の自治体が指定する障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
(都道府県障害児福祉計画)
・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
・各年度の障害児入所施設の数
- ※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害児総合支援法に基づき基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画と一体のものとして策定することができる。
- 放課後等子どもサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を発生させるおそれがあると思われる(計画)に定めるサービスの必要な量に達している場合等、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業者が大幅に増加する中、利用者が種々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようになるとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害児総合支援法及び児童福祉法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による種々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。(平成30年4月施行)。

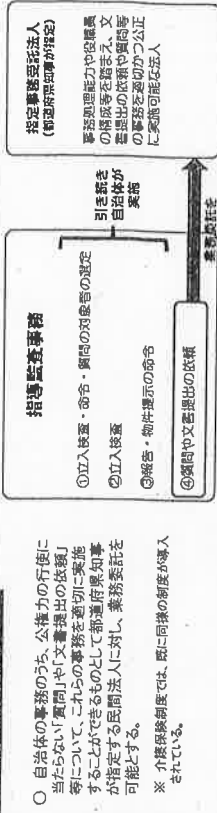
【概要】



自治体による調査事務・審査事務の効率化

- 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービスの事業者数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。
- ※調査事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,890事業所
※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人
- このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

1.調査事務の効率化



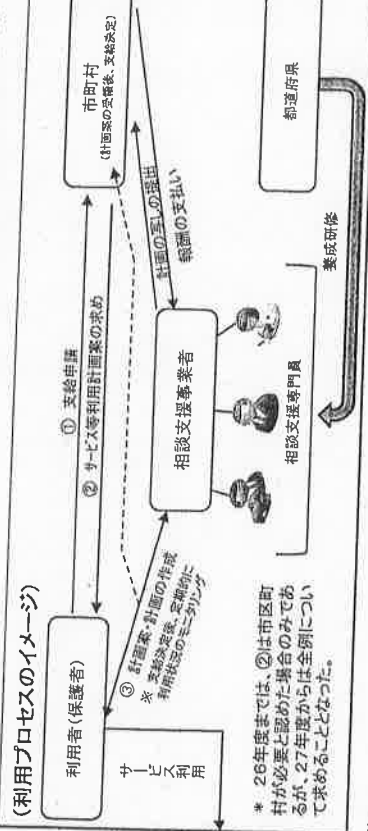
2.審査事務の効率化

- 市町村が実施する障害福祉サービスの給付量の「審査・支払」業務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができるとする。
- ※ 現在、国民健康保険法施行規則に、必要が「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精簡化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを目指す。

IV 相談支援について

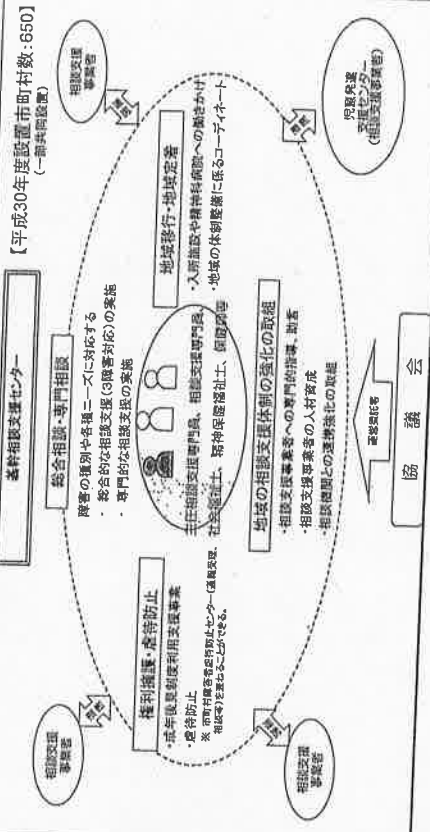
計画相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づきサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。(※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」)
 ※ 平成22年11月成立の「つなぎ法」による障害法改正の施行(平成24年4月)により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認められた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。
 ※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の研修課程が実施する研修の修了を義務づけている。

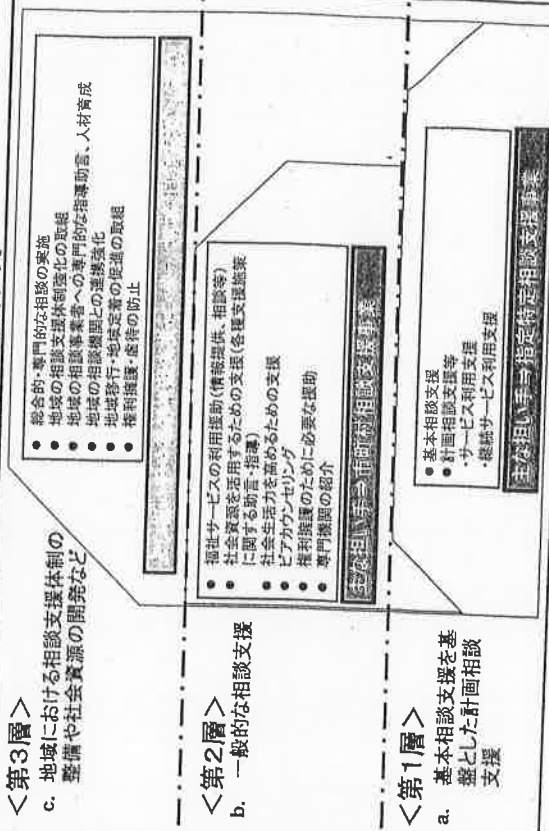


基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に即して以下の業務を行う。
 ※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業基幹制度により、基幹相談支援センターへの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
 また、社会福祉施設等を施設型基幹制度等により、施設型基幹について国庫補助対象とした。



重層的な相談支援体制



現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター ※交付措置 地域生活支援事業 相談室	定めなし(指定協議機関) 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 保健師 等	・総合的・専門的相談の提供 ・地域の相談支援体制の構築 ・地域の相談支援者への専門的指導 ・助言・人材育成 ・地域の相談支援体制の連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の支援 ・権利擁護・虐待の防止	定員業務内容等表に於ける人員配置と研 修の要否 7,741市町村中 →516市町村(428.4)27% →650市町村(430.4)37% 7,194市町村(430.4)
障害者相談支援事業 発達障害・市町村一指定協議機関 相談支援事業等、指定一般 相談支援事業等への委託等	定めなし	・福祉サービスの利用支援(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援機関に関する助言・指導) ・社会生活を高めるための支援 ・ピアサポート等 ・専門機関との連携の促進	地域の整備に向けた人材・機材・研修強化による委託と委託が、委託が主体は、一体的運営も市町村の体制整備支援の充実等 ■全自治体又は一部委託80% 市町村内で委託率10% ■県単市町村で委託率55% ※140.4拠点
指定相談支援事業所 指定協議機関相談支援事業所 ※報酬で対応	受託の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、 管理者	計画相談支援等 ・サービス利用支援 ・福祉サービス利用支援 ※指定協議機関が委託する場合は、24時間対応及び相談予約制にも対応する場合があります	■6,684ヶ所(428.4) →9,364ヶ所(428.4) →9,623ヶ所(430.4)
指定一般相談支援事業所 ※報酬で対応	専任の指定相談支援専門員、管理 者	地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・他施設支援	■3,957ヶ所(428.4) →3,420ヶ所(428.4) →3,397ヶ所(430.4)

- 相談支援の関係機関の連携強化に関する事項について
基本相談支援と連携した相談支援、一般的な相談支援、身体的な相談支援、身体的な相談支援の役割について、地域の整備に向けた関係機関が十分に連携を要する必要がある。そのためには、協議会等を中心とした調整を進めるとともに、市町村の体制の整備や相談支援センターを中心とした相談支援体制の整備を進める必要がある。
市町村は、相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。また、相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
市町村は、相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
市町村は、相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
- 基幹相談支援センターの役割強化に関する事項について
基幹相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
市町村は、基幹相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
市町村は、基幹相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
市町村は、基幹相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
- 相談支援の一元化に関する事項について
相談支援の一元化を進める必要がある。
市町村は、相談支援の一元化を進める必要がある。
市町村は、相談支援の一元化を進める必要がある。
市町村は、相談支援の一元化を進める必要がある。
- 計画相談支援センターの役割強化に関する事項について
計画相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
市町村は、計画相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
市町村は、計画相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。
市町村は、計画相談支援センターの役割を明確にし、市町村の相談支援体制の整備を進める必要がある。

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ(概要)

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的・専門的相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、広域や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の質の向上や相談支援体制の在り方について検討(協議)を行い、今後目指す方向性などをまとめた。(平成28年3月から7月まで約半年間)

- 基本的な考え方について
相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を担うことが求められる。そのためには、モデルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを念頭に、相談支援の質の向上を図る。地域のつながりや地域の関係機関、ボランティアや市民団体との連携を図り、多様な支援体制を構築することを目指す。また、将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての役割が期待される。
- 人材育成の方策について
相談支援専門員の確保は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を担うことが求められる。そのためには、モデルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを念頭に、相談支援の質の向上を図る。地域のつながりや地域の関係機関、ボランティアや市民団体との連携を図り、多様な支援体制を構築することを目指す。また、将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての役割が期待される。
- 相談支援専門員の確保について
相談支援専門員の確保は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を担うことが求められる。そのためには、モデルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを念頭に、相談支援の質の向上を図る。地域のつながりや地域の関係機関、ボランティアや市民団体との連携を図り、多様な支援体制を構築することを目指す。また、将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての役割が期待される。
- 相談支援専門員の育成について
相談支援専門員の育成は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を担うことが求められる。そのためには、モデルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを念頭に、相談支援の質の向上を図る。地域のつながりや地域の関係機関、ボランティアや市民団体との連携を図り、多様な支援体制を構築することを目指す。また、将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての役割が期待される。
- 相談支援専門員の活用について
相談支援専門員の活用は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を担うことが求められる。そのためには、モデルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを念頭に、相談支援の質の向上を図る。地域のつながりや地域の関係機関、ボランティアや市民団体との連携を図り、多様な支援体制を構築することを目指す。また、将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての役割が期待される。

相談支援専門員養成の現状及び課題

- 各都道府県による相談支援専門員の養成に関する事項について
各都道府県による相談支援専門員の養成に関する事項について、これまで各都道府県の研修の指導者等向けの相談支援養成者研修や研修体制の整備等について実施してきており、各都道府県による養成研修の質の向上を図ってきた。しかし、各都道府県の研修体制に差があり、研修内容の質の向上を図る必要がある。また、研修期間の短縮や研修内容の充実を図る必要がある。
- また、社会経済調査会調査報告書(平成27年12月)では、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について以下のような指摘がなされた。
・相談支援専門員の確保と質の向上に向け、各地研修の整備を進めるための研修制度の充実と連携を図るべき。
・「意向調査支援ガイドライン」を踏まえ、研修を実施するとともに、相談支援専門員の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。
・推進的役割を担う人材(主任相談支援専門員)の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を確保するべき。
- さらに、「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月)では、人材育成の方策について以下のような指摘がなされた。
・基本相談支援専門員と計画相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス)により幅広い相談支援能力を有する支援、地域への働きかけを行うべきである。
・これまで実施されている「主任相談支援専門員」及び「現任研修のコーディネーター」の更なる育成に加え、事業所や地域において指導的役割を担う主任相談支援専門員の育成に必要十分な研修プログラムを新たに開発するとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、新たな必要研修までの間に必要研修(OJT)を組み込むべきである。
- 上記の指摘を受け、現在まとめられている検討会においても相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの開発が必要となっている。

上記課題に対応すべく、平成28年～28年度において原生的労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組んでまいりました。

相談支援専門員研修制度の具直しに関する障害者部会(H30年3月2日)以降の状況及び今後の対応方針(案)について

【指摘内容】

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられている状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は理屈の裏面に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のフォローアップにおいて、障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプログラムの位置付けに關して必要な講義を定めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。

【検討の方向性】

- あらかじめ障害当事者が参加した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参加を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において協議されてきた研修を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム(研修時間42.5時間(初任者研修)2.5時間(現任研修))をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

【施行時期案】

- 資料に案する期間を考慮し、新たな告示等に基つて第91期以降の実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

相談支援の質の向上に向けた検討会について(概要)

1. 趣旨(要旨)

平成30年10月24日の社会福祉協議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直しに關して、研修項目や障害当事者の負担軽減策についての議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行う。

2. スタグゾール

- 第6回 平成31年2月14日
 - 第7回 平成31年2月28日
 - 第8回 平成31年3月21日
 - 第9回 平成31年3月28日
- ※ これまで行われてきた相談支援の質の向上に向けた検討会(座談会)を継続して実施。

3. 議論の取りまとめ(今後の進め方の概要)

- (1) 相談支援専門員の要件に関する厚生労働省告示、相談支援従事者研修の委託に係る障害保健福祉部長官通知に反し、社会福祉協議会障害者部会への報告を行う。その後、2020年度から新たな制度の下において相談支援専門員が養成されることを目指し、2019年度の早期の告示及び通知の実出に向けて所用の手続き等を行うこととする。
- (2) 今後、障害当事者、有識者、相談支援専門員等の意見を踏まえ、検討会及び厚生労働科学研究等でも、研修制度の質の向上、運用の適正化についての検証及び検討を必要に応じて継続的に実施していくことが必要である。

相談支援の質の向上に向けた検討会について

委員構成

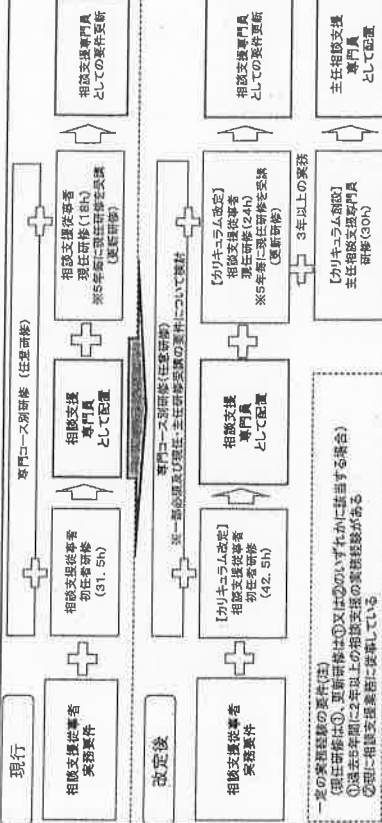
- 阿部 一彦 (社会福祉法人日本身体障害者団連合会会長)
- 今井 忠 (一般社団法人日本発達障害ネットワーク(JDDnet)理事)
- 今村 登 (特定非営利活動法人自立生活センター STEP エドが代表理事)
- 内村 智之 (一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構代表理事)
- 大濱 夏 (公益社団法人全国青龍協議会代表理事)
- 小澤 温 (筑波大学人間系教授)
- 小幡 泰弘 (公益社団法人全国精神保健福祉社会連合会事務局長)
- 門屋 充郎 (特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)
- ◎ 熊谷 晋一郎 (東京大学先端科技術研究センター准教授)
- 鈴木 孝幸 (社会福祉法人日本盲人会連合理事)
- 田中 正博 (全国手をつなぐ育成会連合会統括)
- 玉木 幸則 (特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)
- 高岡 貴生 (公益財団法人日本知的障害者福祉協会相談支援部(副)部長)
- 中西 正司 (特定非営利活動法人当業者エンパワメントネットワーク理事長)
- 松本 正志 (一般財団法人全日本ろうあ連盟福祉・労働委員会委員)
- 三浦 貴子 (社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者福祉協議会(以上16名)◎は座長 ○は副座長 (五十音順、敬称略))

「相談支援の質の向上に向けた検討会」(第6回～第9回)における議論の取りまとめのポイント

- 標準カリキュラム案の内容
相談支援従事者研修標準カリキュラム案の内容については、障害当事者を主とした各関係者の意見を反映し、障害者福祉推進協議会(相談支援従事者研修標準カリキュラム)に示す相談支援従事者研修標準カリキュラム(案)を踏まえ、必要に応じて相談支援従事者研修標準カリキュラム(案)案としてとりまとめられた。
- 障害当事者の研修参加に係る合理的配慮について
相談支援従事者研修標準カリキュラム案において合理的配慮の方法を具体的に明示することにより、各都道府県での研修実施主体に合理的配慮の実施の役割を促す。
例) ○ 重症の障害者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合の、合理的配慮の検討例
- 研修実施主体
- 受講日程
○ 障害者向けに配慮した研修保障
○ 障害者のある受講者も利用しやすい環境が確保されるよう研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うこと等があること
- 地域間格差の是正のための教材や補助資料の開発及び標準カリキュラム等の改善のための検証について
今後、障害当事者の意見を踏まえ標準カリキュラム案の内容等の適切な普及を図るとともに各都道府県における研修の内容及び質の地域間格差の是正等の観点から以下の点に留意して対応する。
○ 標準カリキュラム案が実施される相談支援従事者研修の開催に当たり、相談支援従事者研修標準カリキュラム案に相談支援専門員として参加する障害当事者を確保し研修内容の検討を行う。
○ 標準カリキュラム案が実施されることにより研修の質の向上については、研修実施のためのガイドライン(案)により具体的な留意事項を提示する。
○ 地域間格差の是正を可能な限り是正するためには、必要に応じて教材や補助資料の参考例を作成し、活用を促すとともに、各都道府県で実施する研修内容の充実を図る。
○ 相談支援従事者研修標準カリキュラム案において、標準カリキュラムの内容、使用する教材や補助資料及び研修資料の在り方について、都道府県における研修の実施状況等を踏まえ、必要に応じて継続的に検証する。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 重要支援者への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実施できる相談支援専門員を養成するため、現任のかりきり専門員の研修を実施する。
- 研修の質の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを促すスキルアップができるよう、現任研修(更新研修(更新研修含む))の受講に当たり、相談支援に関する一定の基礎知識の習得を必須とし、(※旧かりきり専門員研修は初回の更新研修は初回の更新研修の別による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の特性的な役割を担う専門員を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき待遇ややりがいをもって長期にわたる研修を遂行するため、主任相談支援専門員研修を創設。



62

V 障害者虐待防止対策等について

64

相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

時期	内容
平成27年12月14日	・ 社会保険審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し等の指摘
平成28年7月19日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための養成を行う等の提言
平成29年～平成29年	・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年3月2日	・ 第99回社会保険審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年10月24日	・ 第91回社会保険審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論
平成31年2月14日～平成31年3月28日	・ 第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催(計4回)
平成31年2月22日	・ 第93回社会保険審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告
平成31年4月10日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」(第6回～第9回)における議論の取りまとめを厚生労働省ホームページに掲載
令和元年6月24日	・ 第94回社会保険審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告

61

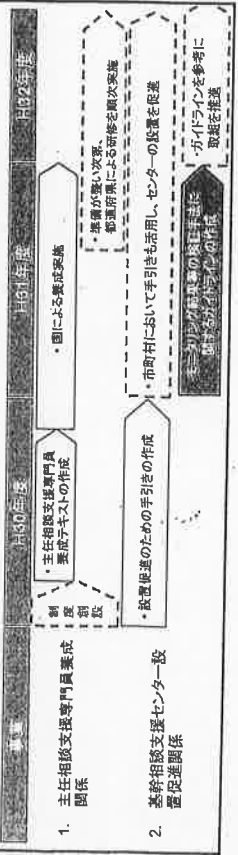
主任相談支援専門員養成研修等事業について

平成31年度予算 14,803千円

地域における相談支援等の推進的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な担い手となる基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図るための方策の検討等を行う。

- 【事業内容】
- ・ 主任相談支援専門員養成研修の実施(5日間、参加者200名程度)
 - ・ 基幹相談支援センターにおけるモニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成
- ※平成30年度事業では、基幹相談支援センターの設置促進を図るための取組の好事例等を収集した手引きを作成
- 【実施主体】 国(民間団体へ委託予定)

(参考)



63

目的

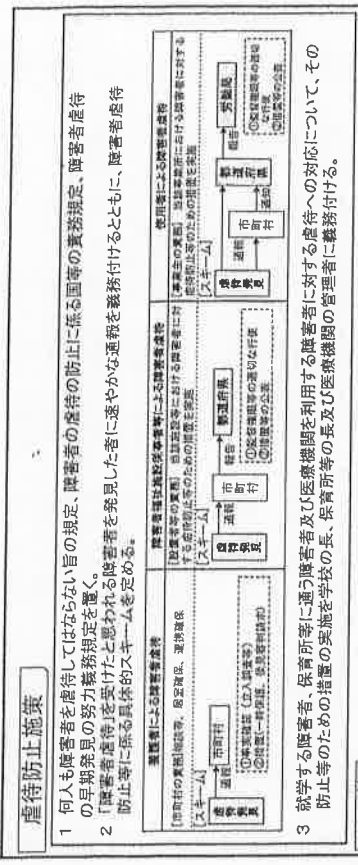
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加についで障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に基づき、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、支援者に対する支援の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、支援者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 ① 養護者による障害者虐待
 ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 ③ 利用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的な要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 ① 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、あるいはおそれおそれられる状態がある場合を指すこと)
 ② 放棄・放置 (障害者を保護するよう努むる責を負い、保護又は養育が求められる場合、又は至急に医師の指示を受ける必要のある場合を指すこと)
 ③ 心理的虐待 (障害者に対する悪意ある言動又は著しく屈辱的な行為その他の虐待により、心理的被害を受ける状態を指すこと)
 ④ 性的虐待 (障害者に対する性的行為を指すこと又は虐待を指すこと)
 ⑤ 経済的虐待 (障害者が下半に財産上の利益を指すこと)

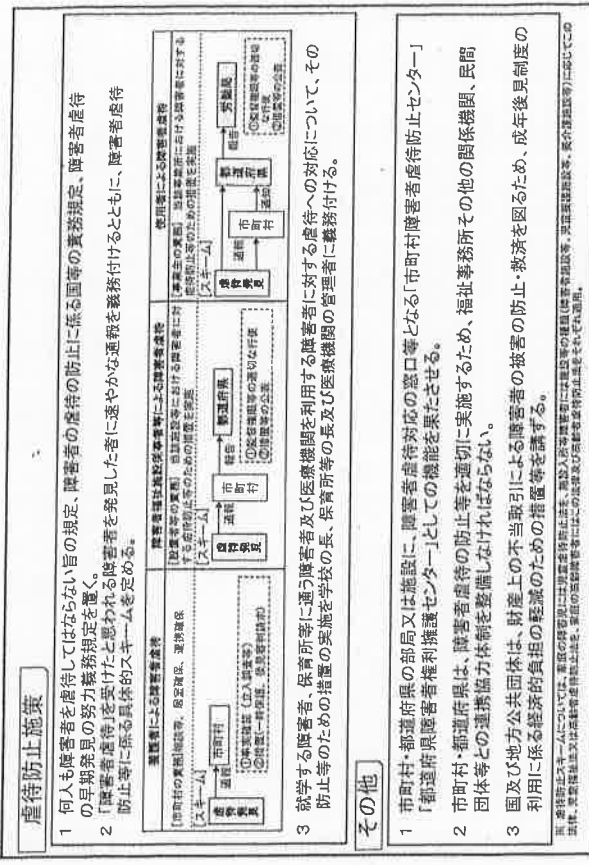


3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長、及び医療機関の管理者に義務付ける。

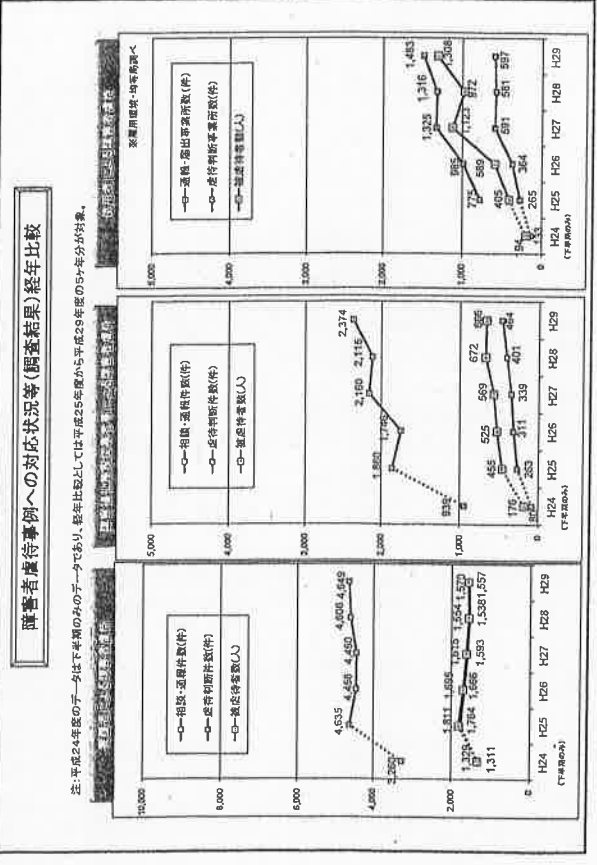
その他

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」
 「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

【虐待防止センター】
 市町村 都道府県 関係機関
 発見者 通報 関係機関
 関係機関 関係機関 関係機関



(3) 人的・物理的環境による影響
 意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

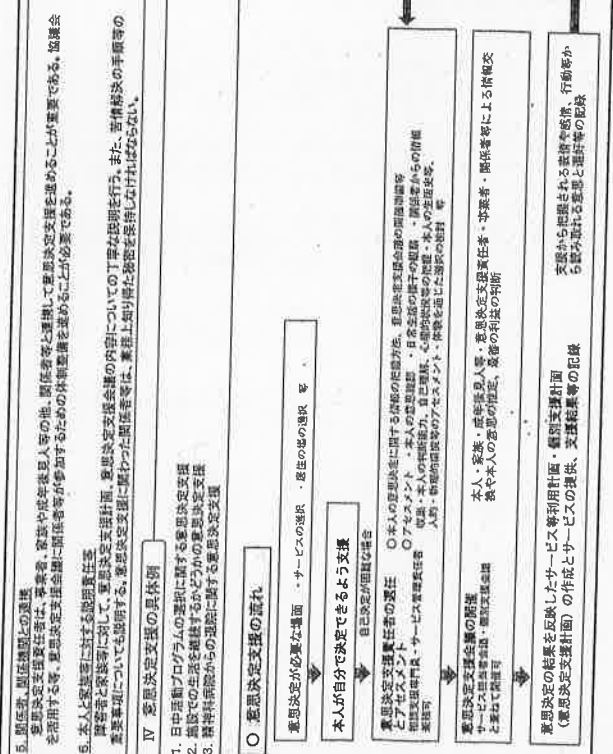


III 各論

1. 意思決定支援の仕組み
意思決定支援の仕組みは、意思決定支援責任者の役割、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、モニタリングと評価、見直しなどの要素から構成される。
- (1) 意思決定支援責任者の役割
意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを円滑に動かす役割を行う。サービス管理責任者や相談支援専門員が参加することが考えられる。
- (2) 意思決定支援会議の開催
意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を共有し、意思を確認したり、意見及び選択を提示したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」や「個別支援会議」に一体的に参加することが考えられる。
- (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供
意思決定支援に基づいて確認又は補正された本人の意思や、本人の最善の利益と判断される内容が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づきサービスの提供を行うことが重要である。
- (4) モニタリングと評価及び見直し
意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援とともに意思決定が促進されるよう見直しを行うことが重要である。
2. 意思決定支援における意思決定と合理的配慮
意思決定に必要なと考えられる情報を本人が十分理解し、採納し、比較、考慮の決定に活用できるように配慮をもって提供し、決定したことの事後経過をフォローすること等をめぐる情報提供可能な限り本人が理解できるように、意思決定における合理的配慮を行うことが重要である。
3. 意思決定支援の仕組みとなる原資の作成
意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や年齢、家族構成、人間関係、居住等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を決定するための手がかりとなる。
4. 職員の知識・技術の向上
意思決定支援の向上は、意思決定支援の質の向上に繋がります。そのため、意思決定支援の意義や問題の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

VI 就労支援について

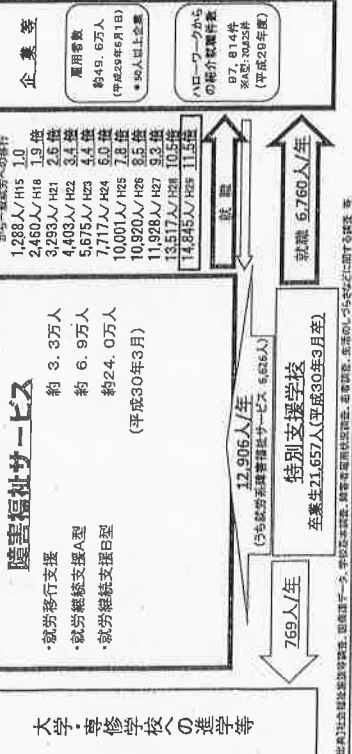
3. 意思決定支援の原則
(1) 本人への支援は、本人の意思を尊重し、本人の自己決定に基づき行うことが原則である。本人の自己決定によって必要な情報の提供は、本人が理解でき、かつ必要と認められる。
- (2) 職員の価値観に依りては不条理と受け取られる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。
- (3) 本人の自己決定や意思決定がどのような困難な場合は、本人が十分な関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における価値や感情、行動に関する情報などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係や様々な情報を把握し、根拠を明らかにしながら事業者の意思及び選択を推奨する。
4. 意思決定支援の仕組み
本人の意思決定を支援することやどのような困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益を判断する手段として、次のような順に判断することが必要である。
(1) サービス提供の選択
後述の選択からリストアップとアポイントメント可能な限り受け、比較検討して本人の最善の利益を導く。
(2) 相互する選択の両立
相互する選択がある場合、相互する選択を両立させることを考え、本人の最善の利益を決定する。(例えば、事業者側が必要となる人も、事業者側の工夫により、本人の好む職業をしつつ、職場上リスクの少ない生活を営むことができないか考える場合等。)
(3) 自由の制限の最小化
住居の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にないか可能な限り制限し、自由の制限を最小化する。
5. 事業者以外の関係者からの検討
事業者以外の関係者も必要と意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、障害者本人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な観点から本人の意思決定支援を進めることができる。
6. 障害者本人との関係との関係
意思決定支援の結果として障害者本人の身上配座調整に基づき方針が調整をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の判断を促し、検討を進めることが望ましい。



就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約937万人中、18歳～64歳の在宅者数約362万人
 (内訳:身体101万人、知的58万人、精神203万人)

一般就労への移行の現状
 ① 特別支援学校から一般企業への就職が約30.1% (H29) → 4.3% (H29)
 ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3% (H15) → 2.9% (H29)
 ※就労移行支援から27.0% (H29)



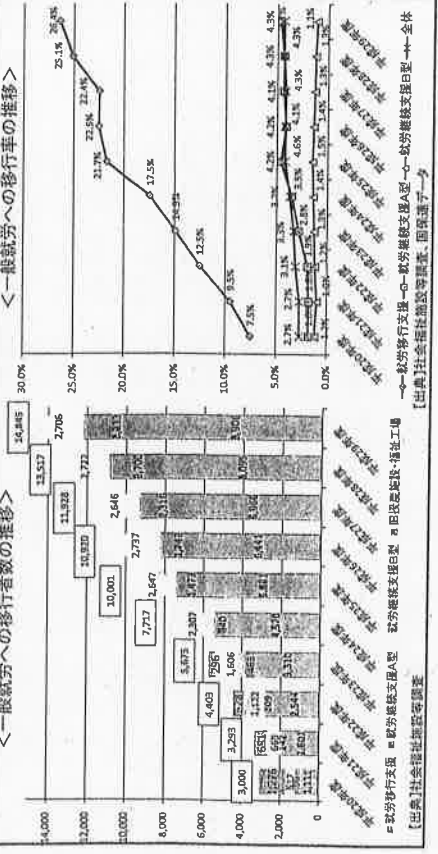
【出典】社会福祉協議会等調査、関係機関等調査、障害者雇用促進調査、雇用調整助成金申請状況調査、雇用調整助成金申請状況調査

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

事業概要	就労移行支援事業 (01) (02) (03) (04)	就労継続支援A型事業 (05) (06) (07) (08)	就労継続支援B型事業 (09) (10) (11) (12)	就労定着支援事業 (13) (14) (15) (16)	
事業概要	障害のある者に就労の機会を創出し、その能力の向上を図る。① 就労移行支援事業 ② 就労継続支援A型事業 ③ 就労継続支援B型事業 ④ 就労定着支援事業 ⑤ 就労移行支援事業 ⑥ 就労継続支援A型事業 ⑦ 就労継続支援B型事業 ⑧ 就労定着支援事業	障害のある者に就労の機会を創出し、その能力の向上を図る。① 就労移行支援事業 ② 就労継続支援A型事業 ③ 就労継続支援B型事業 ④ 就労定着支援事業 ⑤ 就労移行支援事業 ⑥ 就労継続支援A型事業 ⑦ 就労継続支援B型事業 ⑧ 就労定着支援事業	障害のある者に就労の機会を創出し、その能力の向上を図る。① 就労移行支援事業 ② 就労継続支援A型事業 ③ 就労継続支援B型事業 ④ 就労定着支援事業 ⑤ 就労移行支援事業 ⑥ 就労継続支援A型事業 ⑦ 就労継続支援B型事業 ⑧ 就労定着支援事業	障害のある者に就労の機会を創出し、その能力の向上を図る。① 就労移行支援事業 ② 就労継続支援A型事業 ③ 就労継続支援B型事業 ④ 就労定着支援事業 ⑤ 就労移行支援事業 ⑥ 就労継続支援A型事業 ⑦ 就労継続支援B型事業 ⑧ 就労定着支援事業	障害のある者に就労の機会を創出し、その能力の向上を図る。① 就労移行支援事業 ② 就労継続支援A型事業 ③ 就労継続支援B型事業 ④ 就労定着支援事業 ⑤ 就労移行支援事業 ⑥ 就労継続支援A型事業 ⑦ 就労継続支援B型事業 ⑧ 就労定着支援事業
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成29年4月1日現在、65歳以上の者も対象となるが、企業等の採用に際しては、年齢要件を満たせば可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の採用に結びつかなかった者 ※特別支援学校卒業生や就労移行支援事業を利用した者 ※平成29年4月1日現在、65歳以上の者も対象となるが、企業等の採用に際しては、年齢要件を満たせば可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の採用に結びつかなかった者 ※特別支援学校卒業生や就労移行支援事業を利用した者 ※平成29年4月1日現在、65歳以上の者も対象となるが、企業等の採用に際しては、年齢要件を満たせば可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の採用に結びつかなかった者 ※特別支援学校卒業生や就労移行支援事業を利用した者 ※平成29年4月1日現在、65歳以上の者も対象となるが、企業等の採用に際しては、年齢要件を満たせば可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の採用に結びつかなかった者 ※特別支援学校卒業生や就労移行支援事業を利用した者 ※平成29年4月1日現在、65歳以上の者も対象となるが、企業等の採用に際しては、年齢要件を満たせば可能。
報酬月額	500～1,089円/日 <定員20人以下の場合> ※定員超過に付いた定数 ※就職後6月以上の定着率が低いほど低い報酬	322～615円/日 <定員20人以下の場合> ※特別支援学校卒業生や就労移行支援事業を利用した者 ※平成29年4月1日現在、65歳以上の者も対象となるが、企業等の採用に際しては、年齢要件を満たせば可能。	552～645円/日 <定員20人以下の場合> ※特別支援学校卒業生や就労移行支援事業を利用した者 ※平成29年4月1日現在、65歳以上の者も対象となるが、企業等の採用に際しては、年齢要件を満たせば可能。	1,049～3,200円/月 <特別支援学校卒業生や就労移行支援事業を利用した者> ※特別支援学校卒業生や就労移行支援事業を利用した者 ※平成29年4月1日現在、65歳以上の者も対象となるが、企業等の採用に際しては、年齢要件を満たせば可能。	
事業所数	3,279事業所 (平成29年12月)	3,794事業所 (平成29年12月)	12,285事業所 (平成29年12月)	770事業所 (平成29年12月)	
利用者数	33,453人 (平成29年12月)	69,568人 (平成29年12月)	252,440人 (平成29年12月)	5,766人 (平成29年12月)	

一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

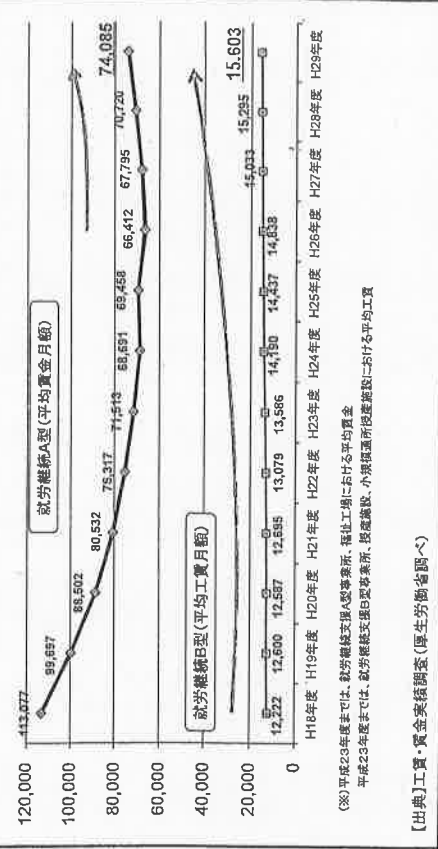
就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成29年度では約1.5万人の障害者が一般企業へ就職している。
 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっております。就労継続支援B型では横ばいとなっている。



【出典】社会福祉協議会等調査、関係機関等調査、障害者雇用促進調査、雇用調整助成金申請状況調査

就労継続支援事業所における平均賃金・平均工賃月額の推移

就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向。
 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加(H18→H29 27.6%増)。



【出典】工賃・賃金実態調査(厚生労働省調べ)

慶福連携等推進会議

- 慶福連携について、全国的な協議の醸成を図り、今後強力に推進していく方針を検討するため、省庁横断の会議として「慶福連携等推進会議」を設置。
会議は、協議を推進する関係者、関係者を再生労働大臣及び農林水産大臣とし、現地で活躍されている有識者等も参加。

Table with 2 columns: Role (議長, 副議長, 構成員) and Name/Title (内閣府労働大臣, 農林水産大臣, 且田久美, etc.)

開催スケジュール等

会議開催
4/25 第1回開催
6/4 第2回開催
6月4日 慶福連携の更なる推進に向けた方針を総合的にまとめた「慶福連携等推進ビジョン」を決定

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

Table with 2 columns: Section (改正の趣旨, 改正の概要) and Content (障害者の雇用を促進するため、事業主に対する短期間労働契約以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要)

慶福連携等推進ビジョン (令和元年6月4日 慶福連携等推進会議決定)

慶福連携等推進ビジョン (概要)
I 慶福連携等の推進に向けて
II 慶福連携を推進するためのアクション
III 連携の広がりや推進
1 「雇」の広がりや推進
2 「福」の広がりや推進
3 取組の軌跡

慶福連携等推進ビジョン (概要) (続き)
I 慶福連携等の推進に向けて (続き)
II 慶福連携を推進するためのアクション (続き)
III 連携の広がりや推進 (続き)
1 「雇」の広がりや推進 (続き)
2 「福」の広がりや推進 (続き)
3 取組の軌跡 (続き)

障害児入所施設の在り方に関する検討会構成員について

氏名	所属
相澤 仁	大分大学福祉医療科学部 教授
原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 研究生
高野航 暉	国立病院機構精神科部 小児科 院長
青木 建	国立病院機構精神科部 院長
柏木 聖峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
米山 明	心身障害児総合医療センター 外務課 課長
石橋 芳義	全国障害児不自由児施設運営協議会 会長
石橋 吉重	全国障害児不自由児施設運営協議会 副会長
水津 正紀	全国障害児不自由児施設運営協議会 会長代行
小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
濱向 久美子	全国百つう輪理療施設協議会 専務局長
鈴木香奈子	東京都立川児童福祉センター 所長
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
木家谷智史	日本重症心身障害福祉協会 理事長
北川 聡子	日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部 課長
野間 寛治	三重県子ども・福祉部 障がい福祉課 課長
菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
田村 和広	立命館大学産業社会学部 教授

本検討会の進め方について(案)

開催月	本委 員会	WG	議題
2月	1		検討会の進め方等について
3月	2		ヒアリング
4月	3		ヒアリング
5月	4		ヒアリング 課題の整理
6月	1	福祉型	福祉型入所施設の課題等について
7月	2	医療型	医療型入所施設の課題等について
8月	3		同上
9月	4		中間報告
10月	5		福祉型入所施設の課題等について
11月	6		同上
12月	7		取りまとめに向けた議論 取りまとめ

※理時点の案であり、今後、変更が有りうる。

福祉型障害児入所施設WG構成員

氏名	所属
相澤 仁	大分大学福祉医療科学部 教授
原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 研究生
青木 建	国立病院機構精神科部 院長
柏木 聖峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
米山 明	心身障害児総合医療センター 外務課 課長
佐々木 梢子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
濱向 久美子	全国百つう輪理療施設協議会 専務局長
藤井 隆	全国百つう輪理療施設協議会
市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
今井 聡	日本知的障害者福祉協会 副会長
野間 寛治	日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部 課長
北川 聡子	日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部 課長

医療型障害児入所施設WG構成員

氏名	所属
高野航 暉	国立病院機構精神科部 小児科 院長
朝長 孝義	全国障害児不自由児施設運営協議会 会長
小嶋 慶介	全国障害児不自由児施設運営協議会 副会長
石橋 吉重	全国障害児不自由児施設運営協議会 副会長
橋本 源治	全国障害児不自由児施設運営協議会 副会長
宇佐美 浩夫	全国重症心身障害児(者)を守る会 常務理事
水津 正紀	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長代行
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
木家谷 智史	日本重症心身障害福祉協会 理事長
生田目 昭彦	日本重症心身障害福祉協会 協理
菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
田村 和広	立命館大学産業社会学部 教授

VIII 医療的ケア児等への支援について

医療的ケア児について

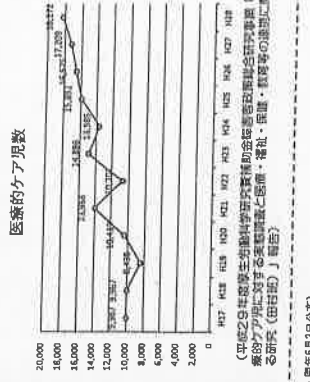
- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経胃栄養などの医療的ケアが日常的に必要と見込まれる児童のこと。
- 全国の医療的ケア児は約1.8万人(推計)【平成29年厚生労働省調査研究報告書】



- 歩ける重症心身障害児から見たきりの重症心身障害児までいる。
- 生きているために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例) 気管切開の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻、腸瘻、胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等



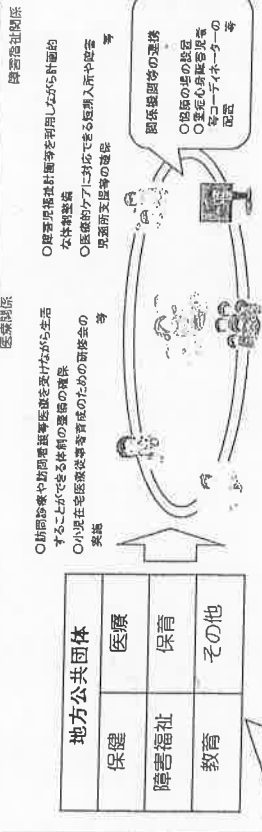
※: 重症心身障害児とは重症の知的障害とこの合併で自らの意思でいふこともできない、意思決定能力を有しない(等)を意味している。重症心身障害児(等)は障害者(児童)である。



医療的ケア児の増加(平成28年5月25日成立、同年6月3日公表) 第五十六号の六第一項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために障害を有する状態にある障害児が、その身の安全に及ばない適切な保護、医療、福祉その他の必要な措置を受けるよう、保健、医療、福祉その他の各関係機関との連携を図る等の措置を講ずるよう努めなければならない。」

○ 医療的ケア児の日常生活を支援する観点として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童(医療的ケア児)が、平成28年6月28日成立、同年6月30日公表の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)において、地方公共団体の責務として、障害、医療、福祉等の各関係機関との連携を図る等の措置を講ずるよう努めなければならないこと(本法律は公布の日施行)を定めること(平成28年6月28日法律第66号)を踏まえ、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について(平成28年6月8日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体の責務として、連携体制の構築を推進。



地方公共団体の関係医療従事者の連携

- 関係医療従事者の連携の推進
- 関係医療従事者の研修の実施
- 関係医療従事者の連携の推進
- 関係医療従事者の研修の実施
- 関係医療従事者の連携の推進
- 関係医療従事者の研修の実施

医療的ケア児の選抜

- 医療的ケア児の選抜
- 医療的ケア児の選抜
- 医療的ケア児の選抜
- 医療的ケア児の選抜
- 医療的ケア児の選抜
- 医療的ケア児の選抜

医療的ケア児等総合支援事業 (新規)

地域生活支援促進事業 (都道府県・市町村) 予算額: 128,543千円

既存予算

- ① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 (地域生活支援促進事業) (実施主体: 都道府県・指定都市)
- ② 医療的ケア児支援促進モデル事業 (児童保護費等補助金) (実施主体: 都道府県・市町村)

平成31年度概算要求

- ③ 家庭・教育・福祉連携推進事業 (仮称) における医療的ケア児等コーディネーターの配置 (地域生活支援事業) (実施主体: 市町村)

平成31年度予算

医療的ケア児等総合支援事業 (地域生活支援促進事業) (実施主体: 都道府県・市町村)

医療的ケア児等総合支援事業は、医療的ケア児とその家族の地域生活を支えるための総合的な支援を促進する。なお、医療的ケア児等コーディネーターは、医療、福祉、教育等の関係機関をつなぐ役割を担う。

(事業内容)

- 医療的ケア児等コーディネーターの養成研修等
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- 医療的ケア児等の支援者養成研修の実施
- 研修を通じた関係機関との連携
- 医療的ケア児の日常活動の促進
- 障害福祉サービスを除く

医療的ケア児等総合支援事業 (地域生活支援促進事業)

医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を目的として

医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を目的として、医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。

医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。

医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。

医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。

医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。

医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。医療的ケア児とその家族の生活の質の向上を図る。

発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに「重度知的障害児施設及び軽度知的障害児施設」を位置づけ
 平成14年 知的障害者特別支援法の創設(家庭主体、地域連携等)
 平成17年 自閉性・発達障害者支援センター運営事業の開始(広域性発達障害者を対象とした地域支援の取組の促進)
 平成19年12月 障害者の権利向上により発達障害者支援法が成立 → 平成17年4月 施行
 平成22年12月 障害者の権利向上により発達障害者支援法が改正 → 平成22年4月 施行
 平成28年6月 障害者の権利向上により発達障害者支援法の一部を改正する法律が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する支援の促進
- 発達障害者支援を担当する都府県相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常発年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 乳幼児健診等による早期発見
- 早期の発達支援
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学中（学童期等）

- 就学時健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後（青少年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター（相談支援・情報提供・研修等）、専門的な医療機関の確保等

【国】 専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究等

IX 発達障害者支援について

発達障害者支援体制整備

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、ピアレント・メンター・ピアレントトレーニング・ピアレントレニング・ソーシャルスキルトレーニングの導入による家族支援体制の整備や、発達障害者支援センターの導入を促進するための研修会を実施する。
 また、市町村、事業所等支援、医療機関との連携や困窮ケアへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネージャー」を配置し、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。



発達障害者支援センターの概要

発達障害者支援センター
 (67都道府県、政令市で設置)

管理責任者
 ・相談支援担当職員
 ・発達支援担当職員
 ・取次支援担当職員

発達障害者支援センター
 (67都道府県、政令市で設置)

管理責任者
 ・相談支援担当職員
 ・発達支援担当職員
 ・取次支援担当職員

発達障害者支援センター
 (67都道府県、政令市で設置)

管理責任者
 ・相談支援担当職員
 ・発達支援担当職員
 ・取次支援担当職員

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移

①相談支援(通学、就労、電話等による相談)
 ②発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
 ③就労支援(通学・就労に向けた相談)

④相談支援(通学、就労、電話等による相談)
 ⑤発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
 ⑥就労支援(通学・就労に向けた相談)

⑦相談支援(通学、就労、電話等による相談)
 ⑧発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
 ⑨就労支援(通学・就労に向けた相談)

⑩相談支援(通学、就労、電話等による相談)
 ⑪発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
 ⑫就労支援(通学・就労に向けた相談)

家庭・教育・福祉連携推進事業（新規） 平成31年度予算；地域生活支援事業495億円の内数

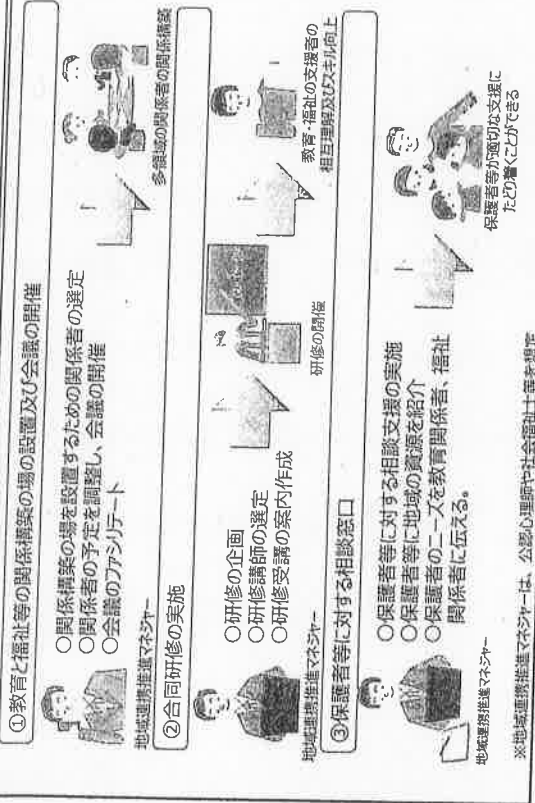
教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない連携が求められており、厚生労働省・文部科学省において「親戚と教育と福祉の連携「トワイニング」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめ、各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、草履者支援を推進するための方策を策定し、その後証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

- ①教育と福祉の連携を推進するための方策
 - 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
 - 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施
- ②保護者支援を推進するための方策
 - 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



地域連携推進マネジャーの役割 イメージ



世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における経緯】
 ○平成19年12月、国連総会においてカダール島での採択した決議「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無異議）採択。
 ○平成20年4月、国連総会において「世界自閉症啓発デー」を正式に採択。

＜啓発バスター＞
 ○平成20年4月、自閉症啓発週間として、2008年以降毎年開催することとする。
 ○平成20年4月、自閉症啓発週間として、2008年以降毎年開催することとする。
 ○平成20年4月、自閉症啓発週間として、2008年以降毎年開催することとする。

＜オフショアLP＞
 ○平成20年4月、自閉症啓発週間として、2008年以降毎年開催することとする。


世界自閉症啓発デー 4月2日～8日

み だち

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月 25日(金) ~ 月 日()	
	支出先	高知県リハビリテーション研究会	
	目的・内容・結果等	<p>本市の福祉の向上のため、高知県内の福祉やリハビリテーションの取り組みや状況を把握するため当該協議会に参画した。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	会費等(会費3,000円、振替手数料152円)	3,152円 /
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合計		
領収証書及び支払証明書添付枚数  2 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 3,152円也
内 容	高知県リハビリテーション研究会年会費を納めたもの
支 払 先	高知県リハビリテーション研究会
支払年月日	令和1年10月25日(金)
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 添付資料：銀行振り込み利用明細票 ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 市民クラブ

代表者氏名 近藤 強 様

令和2年 1月29日

依頼者氏名 岡崎 豊



上記のとおり支払ったことを証明します。

令和2年 1月30日

会 派 名 市民クラブ

代表者氏名 近藤 強



ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-10-25	64217	A93120001
取扱店	コウチケンチャウナイ	
払込口座	01600-8	130445
払込金額	*3,000	料金 *152
		振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*3,200	
おつり	*48	
“あんしん” & “べんり” な スマホ決済アプリ ゆうちょPay		

印紙税申告納付につき廻町
 税務署承認済

岡崎 豊 様
(00138)

高知県リハビリテーション研究会
会 長 宮 本 寛
(公印省略)

高知県リハビリテーション研究会の会費について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会事業にご理解とご協力をいただき深謝いたします。

さて、入会いただいております高知県リハビリテーション研究会の会費について、下記によりご請求いたしますので、11月5日(火)までに納入くださるようお願い申し上げます。

記

1 請求額
3000 円 (内訳：令和元年度 会費)

2 納入方法

次の振込先に振り込みいただくか、11月3日(日)の第52回リハビリテーション研究大会の受付にてお支払いください。なお、お振り込みいただく場合は、振込手数料をご負担ください。(郵便局にて振り込む場合は、同封の振込用紙をお使いください。)

(振込先) 郵便振替口座 口座記号番号：01600-8-130445
加入者名：高知県リハビリテーション研究会

※他の金融機関から振り込みの場合

ゆうちょ銀行(金融機関コード9900) 一六九店(イチロクキュウ店)
当座預金 口座番号：0130445 *名義は上の加入者名と同じ

3 その他

- (1) 振込用紙の依頼人名は、会員個人名を記入してください。病院・施設名等で振り込みいただくと、会員名を特定できませんので、ご協力をお願いいたします。
- (2) 住所及び勤務先等に変更がありましたら、事務局までお知らせください。
- (3) ご不明の点等がありましたら、事務局までお問い合わせください。

【高知県リハビリテーション研究会事務局】

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉研修センター
高知市朝倉戊375番地1 県立ふくし交流プラザ内

TEL 088(844)3605 FAX 088(844)9443

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月 29日(火) ~ 月 日()	
	支出先	いそっぷ館	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	4,545円 /
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	4,545円
領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

請求書

市議会 市民館様

R1年 10月分 (毎月16日締切)

摘要	金額
前月繰越高	
本月御買上高(別紙 4枚)	4,545
差引御請求高	4,545

上記の通り御請求申し上げます



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:0881884-4303

領収書

金 4,545

上記正に領収致しました

R1年 10月 29日



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:0881884-4303

御計算書

No 01581

住所 市議会 岡崎様



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います R1年 10月 11日

品名	数量	単価	金額
冊 福祉	11	1	106P
			/
発行印	合計		106P

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
正論	11	1	900
			/
発行印	合計		900

御計算書

No 01290

住所 市議会 岡崎豊様



高知市南はりまや町1丁目7-16 Tel:Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います R1年 10月 3日

品名	数量	単価	金額
冊 地方財務	10	1	1727
			/
発行印	合計		1727

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
特別支援教育研究	10	1	850
			/
発行印	合計		850

請 求 書

市議会 市民館様

R1年 10月分 (毎月16日締切)

摘 要	金 額
前月繰越高	
本月御買上高(別紙 4枚)	4,545
差引御請求高	4,545

上記の通り御請求申し上げます

BOOK SHOP

御 計 算 書

No 01085

住所 市議会
岡崎豊様



毎度有難う御座います R1年 10月 2 日

品 名	数 量	単 価	金 額
正論 //	1		900
			/
発行印	合計		900

上記の通り計算申し上げます。

御 計 算 書

No 01000

住所 市議会
岡崎豊様



毎度有難う御座います R1年 9月 30 日

品 名	数 量	単 価	金 額
特別支援教育研究 //	1		850
			/
発行印	合計		850

上記の通り計算申し上げます。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月 18日(金) ~ 月 日()	
	支出先	amazon.co.jp	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	7,326円
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

購入明細

内容	数量	価格 税抜	税率	価格 税込	小計 税込
日本の地方議会-都市のジレンマ、消滅危機の町村 (中公新書) 412102558 X	1	¥860	10%	¥946	¥946
遊撃制を疑う(サビエンティア) (サビエンティア 58) 4586603582	1	¥3,400	10%	¥3,740	¥3,740
昭和天皇の教科書 国史 原本五巻縮写合冊 458522114X	1	¥2,400	10%	¥2,640	¥2,640
配送料	1	¥374	10%	¥410	¥410
値引		-¥374		-¥410	-¥410
合計					¥7,326

セブン-イレブン

高知市城前町
高知県高知市本町4丁目1-46

電話: 088-872-3757 レジ#1

2019年10月18日(金) 10:51 責052

インターネットショッピング払込領収書

税率	小計 税抜	税額	小計 税込
10%	¥6,660	¥666	¥7,326
合計	¥6,660	¥666	¥7,326

お客様控

岡崎 豊 様

¥7,326-

払込先名 amazon (WELLNET)

お客様用連絡先

www.amazon.co.jp/contact-us/ 012

0-999-373携帯から011-330-3000

払込票番号

7204-27283-8405

2019年10月18日



- 商品・サービス等の提供方法は払込先より案内されております。(この領収書が必要になる場合もあります。)
- 注文内容についてのお問合せや変更・取消・返品・返金等は、上記、お客様用連絡先にお問合せ下さい。
- 本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	11月 26日(火) ~ 月 日()	
	支出先	いそび館	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	4,585円
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

請求書

市議会 市民731" 様

21年 11月分 (毎月 15日締切)

摘要	金額
前月繰越高	
本月御買上高(別紙 4枚)	4585
差引御請求高	4585

上記の通り御請求申し上げます



高知市南はりまや町1丁目17-16 Tel:088-884-4303

領収書

金 ¥ 4585.-

上記正に領収致しました

21年 11月 26日



高知市南はりまや町1丁目17-16 Tel:088-884-4303

御計算書

No 02640

住所 市議会
岡崎豊 様



高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel/Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います 21年 11月 11日

品名	数量	単価	金額
月福祉	12	1	1068
合計			1068

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
正論	12	1	900
合計			900

御計算書

No 02396

住所 市議会
岡崎豊 様



高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel/Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います 21年 11月 11日

品名	数量	単価	金額
地方財務	11	1	1727
合計			1727

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
特別支援教育 研究	11	1	890
合計			890

請 求 書

市議会 市民7311 様

2011年 11月分 (毎月 15日締切)

摘 要	金 額
前 月 繰 越 高	
本月御買上高(別紙 4枚)	4585
差引御請求高	4585

上記の通り御請求申し上げます

IHOP

御 計 算 書

No. 02374

住所

市議会

岡崎豊 様



BOOK SHOP

いそみ館

高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel・Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

2011年 11月 2日

品 名	数 量	単 価	金 額
正論	1		900
			1
発行印	合計		900

御 計 算 書

No. 02200

住所

市議会

岡崎豊 様



BOOK SHOP

いそみ館

高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel・Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います

2011年 10月 29日

品 名	数 量	単 価	金 額
特別支援教育 研究	1		990
			1
発行印	合計		990

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	12月 27日(金) ~ 月 日()	
	支出先	いそっぶ館	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な資料として書籍を購入した。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	書籍代	14,485円
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

請求書

市議会 市議者様
R1年 12月分 (毎月16日締切)

摘要	金額
前月繰越高	
本月御買上高 (別紙6枚)	14485
差引御請求高	14485

上記の通り御請求申し上げます



高知市南はりまや町1丁目7-16 TEL:088-884-4303

領収書

金 14485

上記正に領収致しました

R1年 12月 27日



高知市南はりまや町1丁目7-16 TEL:088-884-4303

御計算書

No 03639

住所

市議会

岡崎豊様



BOOK SHOP

いそぶ館

高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel-Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います R1年 12月 10日

品名	数量	単価	金額
和紙製本の用紙	1		5850
農業復興への挑戦			
階級向上と研究	1		2750
発行印		合計	6600

上記の通り計算申し上げます。

御計算書

No 03761

住所

市議会

岡崎豊様



BOOK SHOP

いそぶ館

高知市南はりまや町1丁目7-16
Tel-Fax (088) 884-4303

毎度有難う御座います R1年 12月 11日

品名	数量	単価	金額
月刊福祉	1		1068
発行印		合計	1068

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
明るい公務員講座	1		1650
仕事の導人論	1		1650
発行印		合計	3300

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
地財務	12		1727
発行印		合計	1727

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
正論	1		900
発行印		合計	900

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
特別対策教育研究	1		890
発行印		合計	890

上記の通り計算申し上げます。

書

777 様

16 (日締切)

金額	14485	14485
----	-------	-------

龍

BOOK SHOP

書

係員

館

BOOK SHOP

御 計 算 書

№ 03611

住所 市議会
岡崎豊 様



毎度有難う御座います R1年12月5日

品名	数量	単価	金額
明るい公務員講座	1		1650
仕事の達人	1		1650
発行印		合計	3300

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
正論	1		900
発行印		合計	900

上記の通り計算申し上げます。

御 計 算 書

№ 03473

住所 市議会
岡崎豊 様



毎度有難う御座います R1年12月3日

品名	数量	単価	金額
地方財務	12		1727
発行印		合計	1727

上記の通り計算申し上げます。

品名	数量	単価	金額
特別交付金	1		890
発行印		合計	890

上記の通り計算申し上げます。

書

577" 様

16 日締切)

金額	14485	14485
----	-------	-------

館

書

館

13305

御 計 算 書

№ 03412

住所 市議会
周崎豊 様



毎度有難う御座います 12 年 11 月 30 日

品名	数量	単価	金額
正論	1		900
			1
合計			900

上記の通り計算申し上げます。

御 計 算 書

№ 03355

住所 市議会
周崎豊 様



毎度有難う御座います 12 年 11 月 29 日

品名	数量	単価	金額
特別教材教育解説	1		890
			1
合計			890

上記の通り計算由いそみ館

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼

政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月 28日(月) ~ 12月 27日(金)	
	支出先	ASA高知中央	
	目的・内容・結果等	政務調査活動や議会活動に必要な資料として新聞を購入した。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	新聞購読料 (4,000円×3ヶ月)	12,000円 ✓
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	12,000円 ✓
	領収証書及び支払証明書添付枚数	3 ✓ 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領収証

No. 00000078

2019年10月28日

市民クラブ

様

金額

¥4,000-

内

消費税等

但 日経新聞10月分として

上記正に領収いたしました

現金



780-0056 高知県高知市北本町1-2-23

A S A 高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-4007

FAX 823-2595

係



領収証

No. 00000078

2019年11月27日

市民クラブ

様

金額

¥4,000-

内

消費税等

現金

但 日経新聞11月分として

上記正に領収いたしました



780-0056 高知県高知市北本町1-2-23

A S A 高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-4007 FAX 823-2595

係



領収証

No. 00000078

2019年12月27日

市民クラブ

様

金額

¥4,000-

内

消費税等

現金

但 日経新聞12月分として

上記正に領収いたしました

780-0056 高知県高知市北本町1-2-23

A S A 高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-4007 FAX 823-2595

係

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月 24日(木) ~ 月 日()	
	支出先	有限会社 土佐タイプ	
	目的・内容・結果等	<p>会派と議員の議会活動及び市の政策等について、市民の皆さんに周知するため、市政報告を作成し配布したものを。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費	市政報告書作成費(41,580円の1/2の額)	20,790円 /
	人件費		
	事務諸費		
		合計	20,790円 /
	領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 証

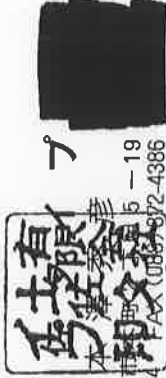
岡 山 行 田 様 全 額 元 年 10 月 22 日

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
			7	4	1	5	8	0

但し市議会議事録第65号

上記の金額正に領収致しました。

印 紙



有限会社 土 馬 鞍 印 紙

取締役社長
〒780-0870 高知市 5-19
TEL (088) 872-4334

高知市議会 市民クラブ市政報告 岡崎ゆたか版

第65号

発行日：令和元年10月 秋季号

高知市議会9月定例会

高知市議会9月定例会は、9月11日から10月2日まで開催されました。令和元年度一般会計補正予算や平成30年度一般会計特別会計など37議案を可決、認定。追加提出された市長給与の減給案1件と人事議案1件を可決、同意しました。

主な補正事業の内容は、国費の内示増に伴い曙町西横町線他2路線街路整備事業約5億円、災害復旧費等の補正、4事業約5600万円、特別

高知市議会9月定例会 6億5800万円の補正

**実質収支4億円余りの黒字
市債残高が約34億円増加**

高知市議会9月定例会では、本年10月から開始される幼児教育・保育の無償化に対応する条例の改正などを行いました。

補正予算は、国費の内示増や災害復旧費など、一般会計で6億5800万円を補正。



9月議会は、予算決算委員会が開催されるため、会期が長くなります。この委員会は設置されてからの経験が浅く、全体会の運営も試行錯誤しています。

議会改革の一環として、充実した審議ができるよう、取り組みを続けます。

会計補正3会計約700万円です。

幼児教育・保育の無償化では、一部条件つきながら副食費の減免も実施し、子育て支援の充実を図りました。

産業振興面では、漁業就業支援事業や空き店舗活用支援事業、中山間地域農村集落活性化対策にも取り組み、各施策で産業の振興を図ります。

以下、9月議会での主要な課題や問題点を、ご報告いたします。

学力向上対策 学力向上推進室を設置

学力向上アクティブプラン（平成29年度から令和2年度）で、学力向上推進室を創設。

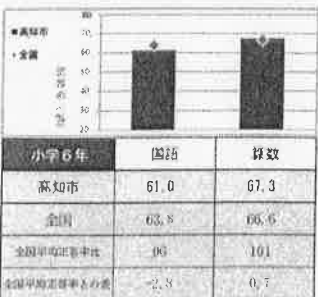
小学校は全国レベルを維持
中学校は、全国平均を下回る
学校運営への支援を行う学力向上推進員と指導主事を増員。

「学校経営と授業改善対策」の効果の検証が必要です。

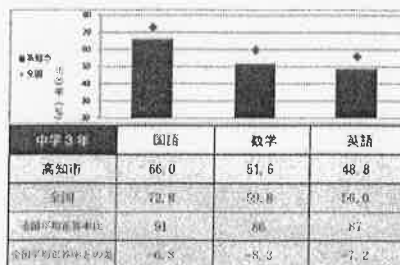
市教委は、課題となっている学力向上に取り組んでいます。平成30年度は、アクティブプランのアクティブ1、2、3に取組みました。

本年の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小学校（左図）は、全国レベルを維持しています。が、中学校（下図）は、全国平均を下回る結果となりました。

この状態は以前から続いています。課題が解決されておらず、依然として



※高知市の結果は、平均点を取った上で、独自に小数第1位まで算出したもの、他は知市の数値は、国府教育庁（国府教育庁）を含まず。



※高知市の結果は、平均点を取った上で、独自に小数第1位まで算出したもの、他は知市の数値は、国府教育庁（国府教育庁）を含まず。

て厳しい状況です。

アクティブ1、2、3で、組織的な授業改善に向けた指導・支援。教科指導の充実や、指導上の課題解決等の目標を立てていました。

改善の成果が現れている学校もあり、対策の効果等の検証を行い、学校や児童生徒の状況に応じた改善対策を講じなければなりません。



9月議会も質問に登壇。財政上の問題を指摘。企業の高台移転を促しました。

高知市の財政状況

平成30年度一般会計
 ・歳出(支出)決算額 1,534億7,793万円
 ・歳入(収入)決算額 1,557億3,251万円
 ・実質収支 4億7,443万円
 * 中核市(58市)との比較
 ・実質公債費比率…14.6 ワースト 2位
 ・将来負担比率…165.9 ワースト 1位

個人質問概要

9月議会では、決算の数値よりの比較をして、財政上の課題を明らかにしました。そして、健全な財政運営に取組むよう促しました。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開閉式式でのよさこい演舞の取組や、「正調よさこい」鳴子踊りの意義や継承の取組、そして、企業の高台移転と開発の規制緩和等について個人質問を行いました。

財政悪化は過度な事業の借金が原因 起債(借金)の返済能力は平均以上

高知市の財政状況は、単年度(一年間)で見れば、大変悪い状況です。

これまで、豪雨に伴う浸水対策や、新清掃工場建設、国体に向けた施設整備や文化施設等により、平成17年度まで、起債(借金)残高が増加しました。その後、人件費等の削減や事務事業の見直し、借金の返済方法の見直しなどで、借金の返済額を平準化してきました。

一度は「財政健全化を果した」としました。しかし、そ

高知市の財政状況 深刻化する財政問題 予断を許さない現在の状況

その後、投資的な事業に取組んだ結果、借金の額は上昇に転じました。

平成30年度から令和4年度までに117億円の収支不足が見込まれ、「高知市財政健全化プラン」に取組む必要に迫られました。

今後は、投資的事業の縮小と、公債費(借金を重点的に見直す必要)があります。

過度な事業の推進と相まって、財政構造の改革が出来なかつた事が収支不足の原因で、教訓とすべき点です。

多数の企業が市外へ移転 市内での高台移転は困難

高知市の企業の多くは、津波長期浸水予想地域で営業しています。しかし、高台移転が出来ず市外に転出した企業は、平成27年度以降で、製造業12社、建設業6社等、合計で26社に登ります。また、複数の企業が、県外や市外に転出を予定しています。

高知市の主な産業

振興策は、融資制度であり、企業の立地や移転促進、技術面での指導などは手薄な状況です。

移転促進のため、既設・幹線道路・沿線・限定の立地用地規制の緩和を求めました。執行部は、「県の接道要件を準用した」とし、主体的な判断を避けました。

また、災害から企



大規模産業団地を造成。中小企業は立地できず、移転先の確保が課題です。

業を守るため、高台移転促進と、開発規制の緩和を求めました。

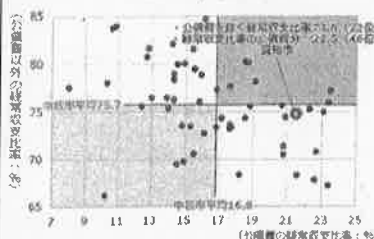
執行部は、事前の造成工事にも「3建築敷地以上」との困難な条件を維持するとし、消極的な答弁に終始しました。

単年度の起債(借金)返済

公債費(借金返済額)を除く経常収支比率(自由に使えるお金の割合)は平均より良いが、借金の割合が高く、資金繰りが苦しい状況。単年度の公債費負担の軽減が重要な課題です!

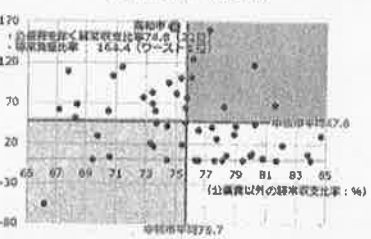
将来負担比率(累計の借金の割合)が高く、中核市ワースト1位であり、長期的な償還(借金返済)能力で見ると健全性は低い状況。体力以上に多額の借金を抱えている状態です!

【図10】 分解した経常収支比率(公債費とその他)の分布(中核市54市、平成29年度)



▶高知市の公債費を除く経常収支比率は中核市平均より概ね22位だが、経常収支比率の公債費分が平均を大幅に上回る状況。

【図11】 公債費を除く経常収支比率と将来負担比率の分布(中核市54市、平成29年度)



▶高知市は返済能力は中核市平均以上だが、将来負担比率が中核市ワースト1位であり、長期的な償還能力で見ると健全性は低い。

中核市では9市が助成 保護者より要望あがる

予防接種に公費負担の拡充を

予防接種には、予防接種法に基づいて市町村が主体となって実施する「定期予防接種」と、希望者が各自の判断で行なう「任意接種」の二種類があります。

子どもを対象としたインフルエンザの予防接種は、平成6年の予防接種法の改正により、「任意接種」に変更されています。本人の発症や重化の予防は大切な施策です。しかし、

高知市は、任意の予防接種には助成を行っていません。

既に、一部の中核市は、何らかの助成を行っています。

子どもたちの健康や経済的な負担軽減のためにも、助成制度を実施することは必要だと考えます。



インフルエンザウイルスは、感染力が強い特徴があります。

困っていませんか 野良猫の増加 地域猫活動を応援します！

野良猫の増加を防止、快適な生活環境を守るため、地域にお住まいの方が主体のなつて野良猫の捕獲や不妊去勢手術を施し、適正に管理していく活動の支援を行っています。

申請者が増えたことにより、増額補助をし、合計8団体に助成をします。

担当窓口は、健康福祉部生活食品課動物の命を守るために、ご協力下さい。



安全運転サポート車導入必要 高齢者の交通事故防止へ

県内外で、高齢者による交通事故が発生しています。また、その事故の状況も、子供たちを巻き込むなど、社会的な影響も、とても大きくなっています。

そのため、安全対策や安全運転の支援は、とても急がれる重要な課題となりました。

今、話題となっている自動ブレーキなどを備えた、「安全運転サポート車」は、事故防止の有効な対策の一つです。また、免許の自



交通事故は、ちょっとした不注意で、誰の身にも起きえます。安全運転を支援する、サポートカーが有効です。

主返納も促進すべき課題となっております。

サポートカーの購入支援策や、自主返納後の地域での生活を支援するための公共交通の充実や、生活支援策が必要です。

外国語対応観光案内所 こうち観光ナビ・ツーリストセンター 好評！

この施設は、増加する外国人観光客の利便性の向上や、県内の観光地の周遊の促進を図り、広域でのインバウンド観光の促進を図ることを目的にしています。

施設には、英語等に対応できるスタッフが常駐して県内全域の観光情報を多言語で提供しています。

また、中心商店街にあるので、連

観光客の受入拠点
多言語で情報を提供



年中無休で営業しています。

携を強化し、消費の拡大を図っています。そして、外国人観光客とのコミュニケーションや接客のスキル向上、店舗ごとの個別研修も行います。

今後は、商店街と連携して観光客の受入拠点の役割が期待されます。



正調踊りの魅力をアピール！

原宿スーパーよさこい スチールパンが奏でる正調踊り

てんてこ舞は、今年も原宿スーパーよさこいに参加しました。

県・市で協力して、東京オリ・パラ開閉会式でのよさこい演舞をめぐって活動しています。

初日に、オ

正調よさこいを全国の原点到に

全国に広がる“よさこい祭り”
原点の踊りをよさこい祭り前夜祭で披露

令和元年のよさこい祭りの前夜祭で、若柳由喜満先生のご指導の下、鳴子踊りの原点となる「正調よさこい鳴子踊り」が披露されました。

この催しには、昨年度の受賞チームなど、多数のチームが参加。その中に、祭りの多様性を示す団体の一つである「てんてこ舞」も参加し、盛り上げました。

「正調よさこい鳴子踊り」が宝になります。

リ・パラ推進事務局による「スチールパンが奏でる正調踊り」に出場。高知市役所チームや高知から参加した有名チームも多数参加し、正調踊りの魅力を伝えました。よさこい発祥の地の魅力をアピール出来ました。



おすすめの1冊



家事は、無限大…
 どうして私だけ、毎日々々忙しいの
 家事をしている妻の視線が痛い！
 名もない家事に名前をつけたら
 あら、不思議
 名もない家事に愛着が生まれる。
 家事をがんばる全ての人に、
 そして、家事をがんばることを期待
 されている人に贈る本です！
 「家事は女性の仕事」
 こんな時代もう終わった…

高知市議会
 市民クラブ事務所

〒780-8571
 高知市本町5丁目1番45号
 電話 088(823)9402
 FAX 088(802)3055
 Email: yutaka.okazaki@city.kochi.kochi.jp

共にあることを大切にする社会へ

自分の姿は見えないもの

自分の顔は、自分で見る
 ことができない。自分の姿
 は、自分では気が付かない
 もの。

高知市は、県内の半分近
 くの人口を有し、主な社会的
 的基盤があります。また第
 三次産業の割合が突出した
 産業構造と関連する都市機
 能が集積しています。

いつの間に
 か、当たり前
 になった高知

市の状態も、他の中核市と
 比較することで、違った姿
 が見えてきます。例えば、
 実質公債費比率はワースト2
 位、将来負担比率はワース
 ト1位という姿。そして、財
 政健全化を果たしたと言いつつ、
 幾たび目かの健全化
 計画に取り組む姿。

財源が不足しているなら
 ば、産業振興に注力するな
 ど、稼ぐ力を育成する政策
 も必要ではありませんか。

略 歴

現住所	高知市朝倉己207番地13
昭和31年5月	春野町東諸木に生まれる
平成11年5月	初当選
平成15年5月	2期目当選
平成16年6月	総務常任委員会委員長
平成19年5月	3期目当選
〃	総務常任委員会委員長
平成20年6月	議会運営委員会委員長
平成21年6月	副議長
平成23年5月	4期目当選・議長
平成25年6月	高知市監査委員
平成27年5月	5期目当選
令和1年5月	6期目当選
	議会運営委員会委員長
	高知県・高知市病院企業団議会議員

今後の予定	
令和元年(2019年)	
11月30日	竣工
12月23日	引渡し
12月28日	内覧会
令和2年(2020年)	
1月11日	引越し開始
2月中旬	オープン



丸太杭工事は、約5ヶ月も続きました。

新庁舎の完成が近づいています！

新庁舎の建設は、平成26年に始まった旧庁舎の解体作業まで遡ります。旧庁舎と合わせて市民図書館も解体されました。規模も大きいですが、特徴の一つに液状化対策があります。間伐材を地面に打ちこみました。その数は、一万五千七百本にも及びました。公共施設で数少ない事例です。

新庁舎の建設が進んでいます。
 令和2年2月中旬オープン予定



2階テラス天井は、ゆるやかなカーブを描いています。この天井にも木材が使用されます。

地盤が想定以上に軟弱であり、着工後に追加の改良工事を行なったこと。そして、平成30年の台風で、資材の納入が遅れたことや、鉄骨を建てる工程期間中に雨天が非常に多く作業が進まず、工期が遅れました。やっと11月に竣工します。



様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月 3日(木) ~ 12月 3日(火)	
	支出先	シャープファイナンス株式会社	
	目的・内容・結果等	<p>政務調査活動や議会活動に必要な情報収集や資料・報告書等の作成のためのPCをリースした。</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費	リース料 (10月~12月分 13,608円×3ヶ月)	40,824円
	合計		40,824円
領収証書及び支払証明書添付枚数		1 枚	
備考	領収書紛失のため、支払証明書添付		

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

〒780-0870
高知県高知市本町5丁目1-45
高知市議会 市民クラブ 御中

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター(経理)

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

TEL : (06) 4964-6131
FAX : (06) 4964-6132

領 収 証

領収証番号 : 101758-01
発行日 : 2020年2月25日

高知市議会 市民クラブ 様	
領収日	2019年10月3日
金額	¥13,608 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

ご契約番号	7602K0160872	
領収金額の内訳	掛金	¥13,608 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
近畿財務局長(12) 第00239号



〒780-0870
高知県高知市本町5丁目1-45
高知市議会 市民クラブ 御中

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター(経理)

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

TEL : (06)4964-6131
FAX : (06)4964-6132

領 収 証

領収証番号 : 101758-02
発行日 : 2020年2月25日

高知市議会 市民クラブ 様	
領収日	2019年11月5日
金額	¥13,608 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

ご契約番号	7602K0160872	
領収金額の内訳	掛金	¥13,608 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
近畿財務局長(12) 第00239号



〒780-0870
高知県高知市本町5丁目1-45

高知市議会 市民クラブ 御中

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター(経理)

TEL : (06) 4964-6131
FAX : (06) 4964-6132

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

領 収 証

領収証番号 : 101758-03
発行日 : 2020年2月25日

高知市議会 市民クラブ 様	
領収日	2019年12月3日
金額	¥13,608 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

ご契約番号	7602K0160872	
領収金額の内訳	掛金	¥13,608 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
近畿財務局長(12) 第00239号



2020 年 1 月 30 日

市民クラブ代表 近 藤 強 様

会 派 名 市民クラブ

氏 名 深 瀬 裕 彦  印

第 3 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	149,864
第 3 四半期政務活動費	250,000
利 息	
合 計	399,864

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	0
研 修 費	0
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0
会 議 費	0
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	28,550
広 報 広 聴 費	0
人 件 費	0
事 務 諸 費	0
合 計	28,550

3 収支差引額 (繰越額)

金

371,314 円

活動内容報告書兼
 政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月1日(火)～12月31日(火)	
	支出先	(株)ぎょうせいほか2件	
	目的・内容・結果等	市政調査研究 資料購入 ・都市計画法の運用Q&A 追録121号～124号 10,928円 ・都市計画法の運用Q&A 追録125号～128号 11,132円 ・現行自治六法 追録109号～110号 2,640円 ・「道の駅の経済学」(書籍) 3,850円	
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	上記のとおり	28,550
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合計		
領収証書及び支払証明書添付枚数 4 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

請 求 書

深瀬 裕彦

様 令和 元年 10月 11日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社きょうせい

代表取締役
社長 成 吉

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。(8%)
下記のとおりご請求いたします。(0139-0007392)

ご請求額
¥10,928.-

お得意様No
(請求No) 910186300

お支払は 令和 元年 11 月 30 日までにお願ひします。

E

品 名	追録号数	数 量	単 価	金 額	備 考
都市計画法の運用Q&A	121- 124	1	10928	10928	☆

(振込先) みずほ銀行東京営業部 (001)
普通預金 4913720 カギヨウセイ

(1008)

(要打電項目) [] フカセ ヒロヒコ

振替払込請求書
兼受領証

通常払込料金
加入者負担

00140 ■ 8 ■ 10000

加入者名 株式会社きょうせい

金額 10928

振込先 みずほ銀行 銀行 東京営業部 支店
高知県高知市

依頼人住所氏名 深瀬 裕彦
要打電項目 [] 様

日 附 印
01-10-15
春野郵便局
(64023)
N94160027 (CVS印)

この受領証は、大切に保管してください

振込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア用)

払込人氏名 深瀬 裕彦 様

お問い合わせ番号 700147410

金額 10,928

内消費税額 810

受取人 株式会社きょうせい
振込先 みずほ銀行東京営業部
普通 4913720
カギヨウセイ

受領印

取入印紙貼付欄
(CVS専用)

受領日附印

(お客様控)

請 求 書

深瀬 裕彦

様 令和 元年 12月 12日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。 (10%)
 下記のとおりご請求いたします。 (0139-0007392)

株式会社きょうせい

代表取締役
 社長 成 吉

ご請求額 ¥11,132.-

お得意様No (請求No) 912163196

お支払は 令和 2年 1月 31日までにお願いします。

E

品 名	追録号数	数 量	単 価	金 額	備 考
都市計画法の運用Q&A	125- 128	1	11132	11132	

振込先) みずほ銀行東京営業部 (001)
 普通預金 4913720 カ)キョウセイ
 (要打電項目) [] フカセ ヒロヒコ

(1503)

振替払込請求書
兼受領証

通常払込料金 加入者負担

00140 8 10000

加入者名 株式会社きょうせい

金額 11132

振込先 みずほ銀行 銀行 東京営業部 支店
高知県高知市

依頼人住所氏名
 深瀬 裕彦
 要打電項目: [] 様

料 金 日 附 印
 01-12-25
 春野郵便局

備 考 (64023)
 N94110005

この受領証は、大切に保管してください

2020年 1月31日までにお支払いをお願いします。請求書

〒107-8558 東京都港区南青山1丁目11番17号
 第一法規株式会社
 代表取締役 中英 啓

：深瀬 裕彦 様

ご購入ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。

2019年 12月 6日

ご請求額	¥2,640	お客様番号	[REDACTED]	請求書番号	1279169	取引銀行	みずほ銀行 青山支店 当座 0013161 三井住友銀行 長野支店 当座 0005986 八十二銀行 本店 当座 2000858
商 品 名	明細(追録号数)	部 数	金 額				
現行自治六法	109-110	1	千円 円 2640				
			(10%対象)	¥2,640			

この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。郵便局・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のどちらからでもお支払いいただけます。

振替払込請求書 兼受領証		払込金受領証 (金融機関・コンビニエンスストア用)	
00190	8	660372	受取人 第一法規株式会社
第一法規株式会社			払込人 ：深瀬裕彦
銀行 支店			請求金額 円 2,640
*****			お客様番号 [REDACTED]
：深瀬 裕彦 様			受領印 収入印紙 コンビニエンス ストア取納用
01-12-18 春野郵便局			印
(64023) N94150001			(お客様控)

領 収 書
 高知市議会
 市民クラブ 様

2019年 12月 28日

¥ 3,850-

但し道の駅の経済学 上記の金額正に領収致しました

新刊書籍雑誌
 高知市本町4丁目1番46号
 (株) 富士書房
 代表取締役 藤 栄一郎
 TEL 873-3570
 FAX 872-2141

様式第5号(第6条関係)

令和2年1月20日

市民クラブ代表 近藤強

様

会派名 市民クラブ

氏名 田鍋



第3四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収入

項目	金額(円)
前期繰越額	232,997 ✓
第3四半期政務活動費	250,000 ✓
利息	0
合計	482,997 ✓

2 支出

項目	金額(円)
調査研究費	11,479 ✓
研修費	0
要請・陳情活動費	0
会議費	0
資料作成費	0
資料購入費	5,000 ✓
広報広聴費	0
人件費	0
事務諸費	4,702 ✓
合計	21,181 ✓

3 収支差引額(繰越額)

金

461,816 円 ✓

様式第7号(第6条関係)



活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	10月10(木)～12月30日(月)	
	支出先	高知スタンダード石油他2件	
活動内容等	目的・内容・結果等	政務活動にかかるガソリン代。 $30,612 \times 3 / 8 = 11,479$ 円	
	※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	上記活動内容のとおり	11,479
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		⑧枚	
備考			

様式第6号(第6条関係)

支払証明書

支払金額	金 30,612円也
内容	政務調査活動に必要なガソリン代 30,612×3/8=11,479円
支払先	(株)高知スタンダード石油他3件
支払年月日	10月10日(木)～12月30日(月)
理由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) セルフサービスによる機械レシートのため(宛名なし)
※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。	
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会派名 市民クラブ 代表者氏名 近藤 強 様 令和2年1月20日	
依頼者氏名 田 鍋 剛 	
上記のとおり支払ったことを証明します。 令和2年1月20日	
会派名 市民クラブ 代表者氏名 近藤 強 	



EneJet

納品書 (領収書)

EneJet

領収書

高知スタンダード石油(株)
いちご野SS
高知市介良乙567-3
TEL:088-860-5077
2019/10/10(木)17:30
現金フリー 様
1-69038-00016 16050 0000
売上 現金引手
レギュラー
000260 ¥3000
19.48L @154.0 L- 2 N- 4

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥5000 お釣 ¥2000
上記にて領収書とさせていただきます
10月のナナコ、Tポイントは
平日は3ポイント♪
土、日は5ポイント♪
★★★★★★
No.7868 担当:0000
POS番号01
2019/10/10 釣銭伝票No.0409

森木エネルギー株式会社
高須
高知県高知市 葛島4-1-6
TEL:088-883-1688 SS-182479

2019年10月27日 09:11 伝票No.3712
通番2101

タナベ ツヨシ 様
車番
売上 現金固定

11200
レギュラーガソリン P03 ¥3956
数量 26.20(L)
単価 @151

合計 ¥3,956
(内が/リ/ン税 @53.8 ¥1410)
(内消費税10%(対象 ¥3956) ¥360)
釣銭 1万:6044 5千:1044 4千: 44
カード有効期限 19年12月
担当: [REDACTED]

4117-4117 01 2019/10/27
上記にて領収書に替えさせていただきます

領収書

高知スタンダード石油(株)
いちご野SS
高知市介良乙567-3
TEL:088-860-5077
2019/10/28(月)10:10
現金フリー 様
1-69038-00016 16050 0000
売上 現金引手
レギュラー
000260 ¥3000
19.74L @152.0 L- 3 N- 7

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥3000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
10月のナナコ、Tポイントは
平日は3ポイント♪
土、日は5ポイント♪
★★★★★★
No.9214 担当:0000
POS番号01
2019/10/28

EneJet

EneJet

領収書

高知スタンダード石油(株)
いちご野SS
高知市介良乙567-3
TEL:088-860-5077
2019/11/15(金)11:33
現金フリー 様
1-69038-00016 16050 0000
売上 現金引手
レギュラー
000260 ¥3000
19.74L @152.0 L- 2 N- 4

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000)
内消費税 ¥273
合計 ¥3,000
お預かり ¥3000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
10月のナナコ、Tポイントは
平日は3ポイント♪
土、日は5ポイント♪
★★★★★★
No.1382 担当:0000
POS番号01
2019/11/15

領収書

高知スタンダード石油(株)
いちご野SS
高知市介良乙567-3
TEL:088-860-5077
2019/12/03(火)11:52
現金フリー 様
1-69038-00016 16050 0000
売上 現金引手
レギュラー
000260 ¥2690
17.70L @152.0 L- 2 N- 4

小計 ¥2,690
(10%対象 ¥2,690)
内消費税 ¥245
合計 ¥2,690
お預かり ¥10000 お釣 ¥7310
上記にて領収書とさせていただきます
10月のナナコ、Tポイントは
平日は3ポイント♪
土、日は5ポイント♪
★★★★★★
No.3528 担当:0000
POS番号01
2019/12/03 釣銭伝票No.5715



納品書 (領収書)

森木エネルギー株式会社
高須
高知県高知市 葛島4-1-6
TEL:088-883-1688 SS-182479
2019年12月14日 13:11 伝票No.1749
通番2034

61-18247-000007-001 様 *
売上 現金フリー

11200
レギュラーガソリン P03 ¥3926
数量 26.00(L)
単価 @151

合計 ¥3,926
(内が/リ/ン税 @53.8 ¥1399)
(内消費税10%(対象 ¥3926) ¥357)
釣銭 1, 074 5千:1074 4千: 74
担当: 16 [REDACTED]

3616-3616 01 2019/12/14
上記にて領収書に替えさせていただきます



納品書
(領収書)

★ お得な現金会員登録集中! ★
土佐共同産業株式会社 高須店
高知県高知市高須2丁目19-27
TEL:088-880-5520 SS:97408

2019年12月21日 20:54 レシートNo 66
上様
4-97408-000005 0000 *
売上 現金

レギュラーガソリン 011000 * 7-1
32.47 L @154.0 ¥5000

合計 ¥5,000
(内消費税等 ¥455)
2826 預 ¥5,000 釣 ¥0

★ 車検は早期予約がお得です ★
☆ 詳しくはスタッフまでお願いします ☆
03 00269

給油QR値引



給油券
[使用期間] 19/12/21~20/01/20

EneJet

領収書

高知スタンダード石油(株)
いちご野SS
高知市介良乙567-3
TEL:088-860-5077
2019/12/22(日)09:00

現金フリー 様
1-69038-00016 16050 0000
売上 現金フリー 手
レギュラー ¥3000
000260
19.74L @152.0 L- 2 N- 4

小計 ¥3,000
(10%対象 ¥3,000
内消費税 ¥273)
合計 ¥3,000

お預かり ¥5000 お釣 ¥2000
上記にて領収書とさせていただきます
12月のナナコ・Tポイントは
平日は3倍♪
土・日は5倍♪
★★★★★★★★
No.6797 担当:0000
POS番号01
2019/12/22 釣銭伝票No.7896

EneJet

領収書

高知スタンダード石油(株)
いちご野SS
高知市介良乙567-3
TEL:088-860-5077
2019/12/30(月)11:34

現金フリー 様
1-69038-00016 16050 0000
売上 現金フリー 手
レギュラー ¥3040
000260
20.00L @152.0 L- 1 N- 1

小計 ¥3,040
(10%対象 ¥3,040
内消費税 ¥276)
合計 ¥3,040

お預かり ¥5000 お釣 ¥1960
上記にて領収書とさせていただきます
12月のナナコ・Tポイントは
平日は3倍♪
土・日は5倍♪
★★★★★★★★
No.3583 担当:0000
POS番号01
2019/12/30 釣銭伝票No.8970

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期 間 又 は 月 日	11月26日(火)	
	支 出 先	NPO法人 高知県日中友好協会	
活動内容等	目的・内容・ 結 果 等	資料購入 ・新聞「日本と中国」年間購読料 5,000円 ✓ ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
	項 目	使 途 内 容 の 明 細 , 積 算 の 基 礎 等	金 額 (円)
支出金額等	調 査 研 究 費		
	研 修 費		
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費	上記活動内容のとおり	5,000
	広 報 広 聴 費		
	人 件 費		
	事 務 諸 費		
	合 計		
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備 考			